

第24回
旧町時代における
未処理金調査特別委員会

令和2年7月10日

葛城市議会

開 会 午前10時00分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代における未処理金調査特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。今回、3名の方に証人として来ていただくこととなります。ここへ至るまでに4回の協議会を開催しております。5月21日には、今後の委員会運営について、また、6月の8日と9日、2日間連続して委員会協議会を開催し、この委員会の最終的な報告案についてというところも今、協議をしているところでございます。さらに、今月7月1日に、本日の証人尋問に向けての審議をさせていただきました。本委員会につきましても、かなり時間を要しているのは皆様方もご承知のとおりでございますが、この間、コロナウイルスの関係で会議も少し遅れておるというところで、その分挽回するつもりで委員も頑張っておるところでございます。本日も解決に向けての協議が十分進みますことをお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員外議員を紹介いたします。増田議員です。松林議員です。

新型コロナウイルスの感染予防の観点から、会議の進行に際しまして、密閉空間にならないよう出入口を開放しておりますので、ご了承願います。また、発言される際は、マスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

なお、傍聴者の方につきましては、情報通信機器の会議室内からの使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いいたします。

なお、報道関係者から撮影の申出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件(1)証人尋問についてを議題といたします。

本日、3名の方に証人としてご出席いただき、証言をいただくことになっております。

ここでお諮りいたします。

本日の証人尋問の順番につきましては、お手元に配付の証人出頭請求一覧のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。

重ねて、証人尋問の方法についてお諮りいたします。

これまでに実施した協議会におきまして、それぞれの証人の方に対し、委員各位から出された質問事項を取りまとめさせていただいております。それらの質問については、共通事項として、最初に委員長である私からの総括尋問としてお尋ねをさせていただきます。その後、

各委員からの補足尋問を許可したいと思います、そのようにさせていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会運営をさせていただきます。

まずは吉村優子氏からの証言をいただきたいと思ひます。それでは入室をいただきます。

(吉村証人入室)

藤井本委員長 お忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほどをよろしくお願ひいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことができませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であつて黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合は証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であつた者が、職務上の秘密に属する事項についての尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申出をお願ひいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知お願ひいたします。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願ひいたします。

吉村証人 宣誓。

良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓ひます。

令和2年7月10日。

吉村優子。

藤井本委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(吉村証人署名捺印)

藤井本委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のままです。

また、証人は委員に対して反論や質問することはできないことになっておりますので、ご了承願います。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

この際、委員各位に申し上げます。

本日は、当委員会に付託されました重要な問題について、証人から証言を求めるものでありますので、不規則発言など、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

委員の発言につきましては、証人の人権に十分ご留意されますよう、併せてお願いいたします。また、証人への尋問は正当な理由がある場合を除き、次に述べる質問は制限をいたします。

1. 証人を侮辱し、または困惑をさせる質問。
2. 誘導尋問。
3. 既に行われた質問と重複する質問。
4. 争点に関係のない質問。
5. 意見の陳述を求める質問。
6. 証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問。

以上、ご留意の上ご発言ください。

ただいまより尋問に入ります。

最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは吉村優子様ですか。

吉村証人 はい、そうです。

藤井本委員長 次に、住所、職業、生年月日につきまして、事前に確認事項記入票に記載していただいた内容のとおりですか。

吉村証人 はい、そうです。

藤井本委員長 それでは、これから証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねいたします。

あなたは、脇田交差点の拡幅工事について、拡幅する土地の地権者に対して、土地を提供してくれるように交渉をしたことはありますか。

吉村証人 はい。交渉には関わりませんでした。

藤井本委員長 あなたはどのようなきっかけで、交渉に関与するようになったのでしょうか。

吉村証人 当時の大字笛吹の区長と役員さん、お二人がうちにお見えになって、この道路の拡幅についての依頼を受けました。そのときに今までの経緯をお話しされたんですけども、以前にもこの拡幅を希望して、市の方にも要望を出したんですけども、担当課からは、道路の拡幅については、用地は大字で確保してくださいということで、大字独自で地権者と交渉に当たられたそうです。ところが、それがうまくいなくて、もう諦めようというところで、元区長が岡本議員に個人的に相談をなさっていて、もう一度復活しようということで、そのためにうちに依頼に来られたんですけども、その際に区長がおっしゃってたのは、前の経緯も分かっているということで、大字としては元区長に全権委任しますので、これからは元区長と連絡を取ってくださいということでした。それで、元区長と岡本議員と私とで交渉に当たることになったんですけども、当時、私のプライベートなことですけども、主人がかなり病状悪化してしまっていて、余命宣告も受けていましたので、交渉に行けないときもあるということで、岡本議員に、岡本議員が主導でやってくださいということをお願いして、交渉に進むことになりました。

以上です。

藤井本委員長 確認させていただきます。今おっしゃった岡本議員というのは、もちろん岡本吉司氏のことですかね。

吉村証人 はい、そうです。

藤井本委員長 今、私ごとというお話もございましたが、交渉したのはいつ頃のことでしょうか。いわゆる、先ほど笛吹の区長さんがお見えになった、なられたとか、そういうお話ございましたけども、いつ頃のことでしょうか。

吉村証人 ですから、主人が病気ですから、2016年です。

藤井本委員長 続いて、地権者の方との交渉などについてのことについてお尋ねをさせていただきます。

あなたは、誰を相手に交渉をされましたでしょうか。

吉村証人 地権者2名と、その地権者の隣の土地を所有されてる方との3名ですね。

藤井本委員長 どれぐらい、何回程度ですね、交渉に入られたでしょうか。交渉されたでしょうか。

吉村証人 先ほどの理由もありまして、毎回は行ってないんです。それでも10回ぐらいは行ったかなと思います。

藤井本委員長 この10回ぐらいの交渉というのは、先ほど、地権者の方、またお隣の方1名、3名とというお話ございましたけども、3名の方と10回程度。

吉村証人 全体で10回。

藤井本委員長 全体としては10回程度交渉されたと。

吉村証人 はい。その場におりました。

藤井本委員長 先ほどからもおっしゃっておられますけども、再度確認だけさせていただきます。交渉は、あなた1人で行われたでしょうか。

吉村証人 岡本吉司さんが主になっていただいて、私が時々立ち会うという形でした。

藤井本委員長 そういった交渉の場合ですね、葛城市の事業ということになりますよね。交渉された

10回程度、吉村氏も一緒に行かれたと。

吉村証人 はい。

藤井本委員長 市に協力というんですか、市の事業を進めるために行かれたと思うんですけども、その際、葛城市の職員はですね、参加、同席されたのでしょうか。

吉村証人 私が立ち会った中では、1回ありました。

藤井本委員長 交渉で、そうやって行われた、10回行かれたと。そのような交渉の中で、どのような点が問題であったのでしょうか。

吉村証人 用地を譲っていただくに当たって、昔からの里道、水路を明確にしてほしいということで、そのことで、どういう処理をするかいうのを、議論を何度もされたように記憶しています。

藤井本委員長 土地を提供するに当たって、里道、水路をきちんとしてもらいたいということですね。これは、土地を提供する部分ではないわけですね。

吉村証人 ではない。

藤井本委員長 そうですね。ない部分をきちっとしてもらって、上で……。

吉村証人 だから、その隣の所有者の方との話し合いと。

藤井本委員長 ですよ。そういうことですよ。

吉村証人 はい。

藤井本委員長 次に進ませていただきます。

今おっしゃってる土地、理解はしていただいているだろうかと思いますが、364番地の1の所有者の方に、拡張用の土地を提供するが、駐車場の舗装の一部を壊して境界に沿ってブロックを設置するので、その後、舗装を修復してほしい、このような要求をされていなかったか。

吉村証人 私の知る限りでは、一切そういう要求はされていません。

藤井本委員長 職員の方、お願いしたいんですけども、今、364番地の1の所有者の方というご質問をさせてもらいましたが、ちょっと地図を……。地図をもう一度、ごめんなさい。

先ほど364番地の1の所有者の方というご質問をさせていただきました。申し訳なかったです。地図をお持ちしてなかったのです。下の方に364の1というのがございますよね。その上というんですか、254の3というのがございます。Kの40、分かるでしょうか。丸で囲んだ。

吉村証人 はい。

藤井本委員長 Kの40、ここからですね、先ほどからありますように、明確にしてほしいということで、ブロックを積んでほしいというようなお話はなかったのでしょうか。

吉村証人 ブロックはご自身で積まれました。

藤井本委員長 ここにブロックを積まれるときは、やられたと、ご自身でやっていただいたということですよ。

吉村証人 はい。

藤井本委員長 それをする際に、この敷地ですね、舗装が、いわゆる壊れてしまう。その舗装をですね、市の方でやってくれへんかと、やっていただけないでしょうか。

吉村証人 それは、その隣の所有者の方ですよ。

藤井本委員長 ええ。

吉村証人 だから、一切そういう要求はされませんでした。

藤井本委員長 そのような動きはなかったということ。

吉村証人 はい。

藤井本委員長 次に進みます。

こういう工事の担当した職員のですね、いわゆる交渉録というんですか、その中に364番地の土地所有者の方が、あなたと岡本吉司議員がその工事費用を出すと話したと、その工事費用は出しますよということと話したという記載があるのですが、あなたはそのような発言をしたことはないでしょうか。

吉村証人 一切ないです。

藤井本委員長 先ほどもお答えいただきましたけども、364番地の1の所有者の方、ご自身でされたということですけども、ブロックを置くと、ブロックを積むということは聞いておられたわけですよ。

吉村証人 はい。

藤井本委員長 ご自身でされたということをご存じでしたので。

吉村証人 はい。

藤井本委員長 ご自身でブロックを置かれたということ。

吉村証人 ご自身かどうか分かりませんが、地権者の方が、うちですという感じで、というふうに聞いています。

藤井本委員長 ブロックを積まれた場所、それはアスファルト舗装をしていましたよね、もともと。

吉村証人 もともとだと思います。ちょっと明確ではないですけども。

藤井本委員長 今、質問のように、そこにブロックを置くということをご認識されたと。そこに舗装をされていたわけですけども、舗装されたとこのブロックを置くということになると、舗装そのものがですね、破損するというんですか。

吉村証人 そうです。

藤井本委員長 修理をしなければならない。その分を、資金ですね、それはどうするというようなお話はどのようにされてたか、どうでしょう。どのようにされてたでしょうか。

吉村証人 資金の話はしてなくて、交渉に当たって、その隣の所有者の方ですよ、その方は、初めからずっと協力的だった、町のためにということで。ところが、そこにとっては何もいいことはなくて、面積が減るわけです。舗装も削られるということだったんです。特に、その隣の方は、お店に貸しておられて、借りておられる方がすごくきっちりした方で、その借りておられる店舗の方は、駐車場も減ると。この工事のことでいろんな人が出入りして、すごい不快な思いをされていました。最終は、この土地を出て行って、ほかのところで借りて商売しようかという話まで出ていたそうなんです。そうすると、貸しておられる方にとってはすごい不快なのに、それでもきちっと協力しますよって、要求もされなかったんです。最後に、それ見てて、岡本議員と、これ、ありがとうございましたで何もせんと帰るのはあれですね

っていう話はしてました。どうにかなりませんかいうたら、ちょっと考えるわっていうのは、岡本議員おっしゃってくださった。

藤井本委員長 今のご証言いただいた内容をもう少しお聞きしたいんですけども。どうにかせなあかんねと。そのとき岡本議員と話をされたということを今おっしゃったわけですよ。

吉村証人 私、ばたばたしてるんですけども、これ、どうにかせなあきませんねと、まあ考えるわいうて、そしたらお任せしますって、そのままで、私もちょっと家の方ばたばたしてましたんで、ずっと忘れてたと言うたらいけないんですけども。あるときに聞いたら、あれどうになりましたって聞きましたら、いや、うまいことってん、よかったですねって言って、何の疑問もなくね、よかったですねって言ったんです。

藤井本委員長 ちょっとご質問の先をご答弁いただいたと思うんですけども、どうにかしなければいけないですねと。これの意味はどういう話……。

吉村証人 ですから、先ほどから言いますように、すごい迷惑かけてるわけですよ。それなのに、すごい協力的なのに、道路はもう削られているし、削られたままで置いておいていいんですかっていう話をしたんですよ。このままほって帰って、ご協力ありがとうございましたでは済まないですよっていう話は、岡本議員と……。

藤井本委員長 だから、土地を提供していただくためにですね、ブロックをした。舗装も。

吉村証人 それは土地を提供してくださった隣の方、全く関係ない方が、それでもこっち側の要求のんで、協力しますよってって、ずっと、こちらの方、いろんな条件出されるたびに行くわけですが、ずっと協力的だったんです。ところが、その、協力して下さっているにも関わらず、道も削って、ご協力ありがとうございました、皆さんも交渉されたら分かりますけれども、それで、ありがとうございましただけでは済まないですよって。これ、何とか修復しないといけないん違いますかっていう話はしました。

藤井本委員長 工事完了するように、前に進むようにご努力されたというのはよく伝わってまいります。交渉してる相手の方、かなりですね、よくご協力していただいた。ありがとうございましたという気持ちもあって、このままではですね、これでええのかなというお話、気持ち、その気持ちは分かるのですが、その中でですね、今申し上げるように、何とかしなければならぬ。そこがですね、もう少し具体的に、おっしゃったように、私は帰ったと先ほどおっしゃったんですけども、もう少し具体的なところでですね、一生懸命ご協力いただいて、ありがとうございましただけでは済まないですねとおっしゃってるわけですね、ご証言いただいている。いわゆる、その部分についてですね、ご協力していただいてありがとうございましたでは済まない、その部分というのは、いわゆる破壊されているところ、そのことだと思ふ、考えられるのですが、勝手にこちらが思うだけで、その辺のご証言をいただきたいと思ふ。

吉村証人 ですから、これを修復しないといけないん違いますかって言ったんですよ。岡本議員は、そしたら方法は考えるっておっしゃったんです。

藤井本委員長 よって、今ご証言いただいたとおり、ブロック塀を先方が積んでいただいた。舗装がそのときしてあって、ご協力いただいているのに、その舗装が崩れてる。崩れてるいうんか、破壊されている。ありがとうございましたでは済まない。だから、これを何とかしなければならぬ

らないん違いますかということ、岡本議員さんにご相談をしたということによろしいでしょうか。

吉村証人 相談というか、違いますかっていって、そうですね。考えますと言われたんで、そのままお預けしてですね、私はもうちょっと家の方のことがあったので、ですけど。

藤井本委員長 なるほど。分かりました。

次に進ませていただきます。

次に進むといっても、今と継続した話になるわけですが、岡本議員にお任せした。何とかしなければならない。いわゆる、それは舗装工事費用であろうかと、であるというふうに今おっしゃったわけですけども、任せたということで今、話は終わってますが、結果としてですね、それをどうやって出されたのかということですね、お話をされたのか。どうやって出そうと。

吉村証人 いや、私は費用はかかってないと思ってたので。変な言い方ですけども、大きな舗装工事を隣でされてたので、交渉で何かついでにやってくださったのかなぐらいに、ちょっと簡単ですけど、考えてしまったというところがあるんです。

藤井本委員長 隣の道路工事の舗装のことですか。

吉村証人 はい、そうです。

藤井本委員長 道路工事の舗装をやっておられてたので、ついでに費用かからず。

吉村証人 だから、費用のことも、そんなん全然考えてなかった。後で、この未処理金に分かって、通帳のところに、「27万円何ですか」って言われたときに、岡本議員が、「これは脇田」と。脇田でこんなお金要ったのかなと思ったぐらいですから。ですから、うまいこといったって言わはったので、そのように解釈して、その当時は何の疑問もなく。

藤井本委員長 最後にいたしますけども、その当時、工事、修復をしなければならない、こちらでしなければならないというご認識はあったというご答弁をいただきました。今、吉村議員の方では、そのお金というのは、その工事というのは、隣で公共工事、道路舗装されてるので、ついでにやってもらえるだろうと、お金の話までしなかった。ただ、そのお金が出たという事実の認識は、いわゆる、この未処理金の問題が発覚して、そこから出されていたんだということをご認識されたということによろしいでしょうか。

吉村証人 はい。

藤井本委員長 それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

尋問ございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 ご苦労さんでございます。ちょっと整理しておきたいんですが、吉村証人はこの中で、土地のこの交渉、これはやっぱり大分前からですね、この交差点の拡幅については、多分笛吹大字ですね。その上、あそこはどんどんと大型が通ってたところですわ、あれ、何か運ぶのにね。そやから、ちょっと協力してほしいんやと、ここをちゃんとしたんやというふうなことで、交渉には携わったということですね。それでね、議員をしておられるし、岡本さんも議員もしておられるんで、こういうふうな村がいろいろとあったら、そういうふうなことで

尽力すんのは、それは、議員はできるだけの尽力するのは当たり前やと僕は思うてますんで、それはそれでええんです。

今、吉村議員にお聞きしたいのは、先ほどもおっしゃったようにね、この委員会がいろいろ追及してる、未処理金という言い方をしてますけれども、それが本来は葛城市のお金じゃないかいうやつが積み立てられてた。その中からですね、この交差点の改良で、どういう形か知りませんが、27万円いう支出があるんで、それはやっぱりきちっとそれに、その27万円に関わったいうん違いますよ。そういうことに関わったことに関して、ちょっときっちり証言をいただきたいというんで、ご足労をかけてるわけですけども。1つ整理したいのはですね、先ほどから委員長の方も言うてますけれども、361番の1っていう方は、これは御所の方だと思います。違うの。

吉村証人 番地で言われたらちょっと分からないですけども。

西川委員 いやいや、これ、361……。

吉村証人 角のところはそうです。

西川委員 角のところはそう。一番交差点にかかるとこやね。

吉村証人 そうです。

西川委員 交差点にかかるとこやね。

吉村証人 はい、そうです。

西川委員 ほいで、今、証人がおっしゃってんのは、隣の方とおっしゃってるのは、脇田の方。

吉村証人 はい、そうです。

西川委員 その方の間に、先ほど言われた、里道の明示をどうのこうのとおっしゃった、その間に里道があるわけ。

吉村証人 はい、そうです。

西川委員 その里道というのは、今どなたの所有になってるかいうのはご存じですか。

吉村証人 ちょっとよく分からないです。多分御所の方だと思うんですけど。

西川委員 今、交差点の直接関係いうか、直接、まあ言うたら、協力していただく方の所有になってるといことですね。

吉村証人 はい。

西川委員 それは、なぜそういうふうになったかっていう、里道、水路は、その方にしよう思うたら払下げをせないかんわけで。

吉村証人 そうですね。

西川委員 この払下げそのものは、葛城市、今までは、里道、水路は国の財産やったけども、今もう葛城市に来てるわけやから、葛城市が立ち会わんと、払下げできませんわね。そういう過程はご存じだったんですか。

吉村証人 あまりよく分からなかったんですけども、ちょっとそのときにちらっと岡本議員には聞きましたけれども。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 問題点をはっきりしときたいわけですわ。さっきからブロック塀がどうのこうのとおっし

やってるけれども、もともとからあこにはブロック塀ありました。そんな前から、ブロック塀は。

吉村証人 はい、ありました。

西川委員 それで、里道、水路が、今おっしゃってる、直接協力していただいた方に払い下げたと。払い下げてやったときに、やっぱり、今言うように、立ち会いをしたと。立ち会いをしたら、里道、水路の境界が、ちょっと隣の方とおっしゃってる脇田の方の方に食い込んでたと。

吉村証人 そうです。

西川委員 その境界が。そやさかいに、できれば境界は、本来はブロックを壊して、そこへ、そこをきちっと、今、昔からあるブロック塀をきちっとそっちへ積みみたいというのは普通の考えですやん。そやけど、それをやると、隣の方、先ほどからおっしゃってるように、気持ちよく協力したはるのに、そうすると、隣の方という脇田の方の土地が少なくなって、それで、車も止めにくくなるさかいに、それやったら協力できへんっていうふうなことやろうと思うんやけども、いや、言うたはったか、言わんか知りませんよ。そやけども、その境界だけはつきりさせとこうというんで、その境界に境界ブロックいう、地面から出やんように、境界ブロックをきちっと入れるのにカッターを入れなあかんと、舗装を壊さなあかんと、境界ブロック入れるのに。その境界ブロックを入れるお金はどこが、市が出したんか、これ、民々のことやから、民間の人が出したのか、それは知らんけれども、その舗装はどうなってんねんと。僕が聞いているのは、そういうふう聞いてるんで、そのお金が出たんやないかというふうに、ブロックのお金じゃなしに、その境界を入れるがために舗装を切って、それが後の舗装のことを補修するのに、そのお金がどこからも出せへんというふうなことで、未処理金から出ると。こういうふうなことで、僕は、そのことを13回の調査特別委員会で、僕は岡本さんに質問してるわけですよ。質問。そしたら、いや、それはそうやと。いや、そんなん、民民やから、そんなん民民で出しといてもうたらええんと違うんかっていうたら、いや、そんなことできへんと、わしが関わって、そういうようなことしたら、やっぱりちゃんと出さんなん。そんなん民民で協力してもうた人に出せて、そんなんわしはできへんねんと。27万円はそういう意味で出したいうようなことを、13回のときで、そういう意味のことをおっしゃってるんです。認めてはる。そのときに、これから質問しはると思うけども、整理したら、そういうふうなことでええんですか。そういういきさつあったんですね。

吉村証人 申し訳ないんです。ちょっと本当に詳しいことをそのときに、立ち合いが抜けてますので、詳しいこと分からないんですけど、迷惑をかけたということだけ私は認識してるんですけど。

藤井本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。ちょっと僕、疑問点あって、議員としていろいろ活動されてる中で起こったことやと思って、私生活のことも言わはったんですけど、当時、議員としてその相談を受けました。いろいろあったと思うんですけども、それを岡本議員に振って、最終的にうまいこといった。ちょっと立場を僕に置き換えたら、どううまいこといったんとかってむちゃくちゃ気になると思うんです。当時のことなんで、ちょっとどうかなというところもあ

るんですけども、それは、もう岡本議員からは、どういうふうにちょっとお聞きしたのか。その辺もうちょっと詳しく教えていただいで……。

吉村証人 終わった時点ですか。

杉本委員 そうですね。

吉村証人 私は、申し訳ないです。本当に私個人では、人生最悪の精神状態、今だったら聞いてたかもしれないんですけど、そのときは本当によかったですねで済ませてることですね。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。当時はそうだと思うんですが、心中察しさせていたくださんですけど、ほんで、吉村議員は、この未処理についてどういうお考えか分からないですけども、今ですね、未処理金からそのお金が出て。これが僕分からないんですけども、議員がそういうお金を出すっていうのは、多分絶対だめやと思うんです。当時はそのお考えでもいいと思うんですけど、現在、未処理金からそのお金が出てるっていうことについては、どういうお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

吉村証人 前提として未処理金があったことを、それは知らないんですけども、やはり未処理金という予算化されていないお金をこの行政に使うことは、適当ではないというふうに思ってます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 そうなんですけど、吉村議員が関与したその問題にそのお金が使われてる。僕やったら、かなり顔青なと思うんです。自分が絡んだ問題がそこから出てるっていう、僕個人的な意見かもわかんないですけども、その辺はあまり何も思わない感じですか。

吉村証人 いやいや、私は、このお金は、本来はこれだけ迷惑かけたから、市がするべきやというふうに思ってたんです。市がお金を出すべきなのに、なぜそれが市が出なかったのかなっていうのは疑問なんです、反対に。

杉本委員 どこの話ですか。

吉村証人 この舗装するのね。あとは市が出すべきお金だろうというふうに思っていました。本来でしたら。

藤井本委員長 いいです。認めます。

杉本委員。

杉本委員 それはそうなんかどうか分かんないんですけども、でも、結果ですよ、その問題が未処理金から出てるわけじゃないですか。誰がやるべきかどうかは分かんないです、僕は。でも、結果、僕の考え、僕らの考えは、この未処理金っていうのは葛城市の、もともとは皆さんの税金っていう考えでやってるんですけども、結果そこから出てるわけじゃないですか。吉村議員、当時はそういうお考えでもよかったと思うんですけども、今、結果、そこから出てること。さっきも言いましたけど、僕やったら、何てこったとなると思うんですけど、そういうお考えにはなっていないんですかね、今は。その辺がちょっとお聞きしたいんですけど。

吉村証人 反対にどうすべきだったんですか。

杉本委員 分かんないです。僕は分かんない。

吉村証人 だから、私は、これほんまに、なぜ市から出さなかった、市が出すべきお金だなというふうには思ってます、今でも。

藤井本委員長 今回の質問ですね、大きく、市が出したらよかった、市が出すべきお金であったであろうというのが吉村証人のお考えやと思うんですけど、質問は、今、振り返ってみてですね、未処理金から出てると。

吉村証人 だから、それは適当ではないというふうに思います。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 先ほど、ちゃんと聞こう思うたんは、何で、今、吉村議員は、先ほど話を整理しました。僕は、何で民民でと言うてるかということ、何でこれが市が出さんなんお金か、その認識を聞きたいんですけども。この協力された御所の方、360何番地の直接協力された方、その方なんですよ、何で里道、水路を払下げせなあかんのか。里道、水路を払い下げたから、そういう問題が出てきただけで、何で、あの人協力してもうた、それで、その人の土地が減った。その分に対して補償をすればええだけで、何でその里道、水路を、それ、条件ついてたんですか。それ、何でその払下げを、交渉に携わったんやったら、何でその方に里道、水路を払い下げなあかんかったんですか。

吉村証人 私よく分からないんですけど、土地の購入に当たっては、里道、水路と境界をはっきりしないといけないというふうに聞いてましたけれども。

西川委員 いや、そんなん当たり前やん。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 答えてもうてない。そんなんは当たり前ですやんか。境界を全部測らんなんのですよ。分筆して、それで協力してもらって、土地を減らす。そうすると、そのお持ちの方のその部分だけ境界やったん違くて、全体を測らなあかんのですよ、それは。全体測ってね、僕言うてんのは、境界が違うというのは分かったとしてもですよ、違うというのは分かったとしても、何でですね、里道、水路を払下げをせないかんのですかと、その方に。これ、民民という話が出てるわけやから。里道、水路やったら、里道、水路のまんまやったら、官民ですよ、これ。官民境界ですよ。里道、水路のままやったら。民民の話でいう話や。払下げを受けてるから民民の話や、これ。

吉村証人 申し訳ない。そういう詳しいことは全然分からないので、全部岡本議員に一任していました。

西川委員 そこがあるから、今のような27万円が出てるわけですやん。それを市が出すべきやて証人はおっしゃるわけやん。官民の境界ならそういう話になるかもわからんけど、民民の話やからおかしいとなってるわけです、出すのが。そこんとこを整理ちゃんとしといてくれやんと、それを知らん、知らんと今おっしゃるけども、出したんはそうか知らんけれども、そういうお金が出てるといことです。

藤井本委員長 今のをちょっと整理しておきたいことございます。官民と民民という話が出ました。この件については、民民のお話ということのご認識はあるんですけども、先ほど、市が出すべきであったという、今となって、市が出すべきであったというお答えもいただいています。

当時、民民、このことは岡本氏に任せてたということは今証言されてるわけですが、民民なのか、いわゆる官民なのかと、この辺のご認識はどうであったんでしょうか。

吉村証人 すいません。ありませんでした。よく説明はそういうふうには聞いてませんでしたし。

藤井本委員長 どちらも分かっていない。分かっていなかったということですか。

吉村証人 そうですね。

藤井本委員長 民民であるのか、官民であるのかも理解をしていなかったと。

吉村証人 そういうふうな認識はなかったですね。境界のことばかり聞いてて。

藤井本委員長 境界をきちっとしていただきたいという話だけは思ってたけども、これに際して費用が要る。それが民民の話なのか、官民の話なのかということは、ご認識はなかったと。

吉村証人 そうですね。職員の方もいらしてたんで、その辺はもうお任せしてましたね。

藤井本委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 吉村議員、ご苦労さまでございます。先輩議員ですので、いろいろと今までも議員の取組、活動を積極的にやってこられたということ。この笛吹大字におきましても、かなり長い期間に、この交渉は難航してたというふうにお察しをいたします。その中でね、たまたま交渉時に当たって、ご家族がご病気であったということでございましたが、私たちも同じ議員でございます。私も両親も送り届けたときに、議会のさなかであったりとか、いろいろとね、大変なことっていうのはよく分かっているんですが、ただ、やはり議員としてですね、この交渉の初めから最後、終結するまでですね、もう既にこの工事は完了して、しばらく時間がたっているわけですが、後日ですね、それはね、ご家族のご容態もね、いろいろあったと思いますけれども、私が一番、この交渉に当たって、10回の交渉の中にですね、非常に、要するに、この用地の交渉が難航してた。それがうまくいきかけていったと。吉村議員にとっても、これは、やはり、これがうまく行ってほしいと、うまく交渉に当たって行ってほしいという願いは切実なものであったと思います。その中で岡本議員にですね、全て丸投げではないとは思いますが、やっぱり議員の1人としてですね、この終結をしっかりと見届けるといことは、私はやっぱりしなくてはならないというふうに思ってるんですが、それでも、先ほどもちょっと忘れてたとかっていうようなね、ご発言もあったんですけどもね、これを最終的に、民民の土地でありながら、市がやらなくてはならない。これは、吉村議員が知らないかもしれませんが、後々交渉録の中に、市役所は、民民の土地だから、このことについては公共でお金は出せない、民でどうにかしていただきたいというところが一番の難航した部分だったと思います。難航した部分について、何も考えないで、市がするべきだというふうに考えておられたと。何の疑問も持たない部分に、岡本議員にですね、大変な中にでも、これがちょうど選挙前であったと思います。平成29年ですから、大字にとっても、吉村議員の議員活動にとっても。

吉村証人 平成28年です。

川村委員 ごめんなさい。平成28年ですね。出金が平成29年でしたから、平成28年に工事、2016年ですね、されてる中で、やはりこれは自分にとっても大変な自分の実績になるというふうには

思われたはずなんですけれども、民間の土地の内容が葛城市が処理できるというふうに考えられた。しかも、こちらの方からですね、こんなに協力してもらえたから、何とかしたげなあかんと。それは、人情的にはそうかもしれませんが、それがそのとおりにいくというふうに、市が何とかしてくれるわというところに、その経過を岡本議員にどうして聞かれなかったのかなど。うまいこといきましたかと。それについて岡本議員も、やはり地元大字ということで、いろいろ気を遣っておられたので、このところが難航してた。だから、このことについては、こんな処理をしたというようなご返答とかはなかったんですか。それについてまずお答えいただきたいと思います。

吉村証人 本当に申し訳ない。今だったらそれを聞いたかもしれませんが、その当時、病氣も悪化して、主人亡くなって、その前後のことでしたので、本当に自分が普通の精神状態ではなかったなと今さらながら思います。ですから、本当に記憶になかったというところですよ。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 それが結果として未処理金から出てた。この未処理金から出てたということについて、吉村議員は知らなかったかもしれないんですが、非常に市の方もこのことについて気をもみながらやって、当時の課長から、このお金が公から出ないので、どうしたらいいかということをお岡本議員に相談を掛けて、その依頼を受けて、市からの依頼を受けて、そのお金を出した。市からそういうふうな証言があるんですね。当時の課長さんの名前もおっしゃっておられます。依頼を受けて、要するに公から出ないから出してくれという証言をいただいているんですけども、それがその当時の道の駅とね、同じように、道の駅でも問題になっているから、多分公のお金から出せなかったんだろというふうに岡本さんは証言でも言われてます。そんなね、非常に道の駅の問題についても、吉村議員はいろいろとご意見もあったということですけども、そんな中で出されたお金っていうことを全く分からない、知らないということは、我々議員の責任という部分にとって、私は非常に不思議なんですけれども、市役所からも、当時の課長からも、市からできませんというようなはっきりした答えも、吉村議員の耳には入らなかったのですか。

吉村証人 はい。入りませんでしたし、岡本議員も、ちょっと私の家の事情が分かってたんで、一切そういうことはおっしゃいませんでした。全部、全て岡本議員で処理していただいたというところにありますけれども、気遣っていただいたのかなと思いますけれども。

川村委員 そういう信頼関係があって、議員活動ができるのは幸せですね。私はうらやましいと思いますけれども。そういうことでしたら、また次の質問をさせていただきます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 時間もあれなんでね、先ほどから、私は知らなかったと。岡本議員がいろいろやったんやと。特にお金のことなんか私知らんねんと、こういうことすわな、おっしゃってんのは。ただね、これ、職員の証言等で、岡本議員に質問されてるんですよ。その方はですね、今のですね、27万円のお金、これ、どうも市からも出ない。もうおいらで出そかと。こういうふうな証言された。そうすると、おいらというふうなことを言われたんは、おいらというのは、今、証人の吉村議員も一緒に入ってんのかと、こういうふうな質問をされてるんですよ。

そうしたら、いや、今は、逃げんのやないけど、記憶にはありませんねんと、こういうふうな言い方をされてるんやけども、今のあれであるとすね、証人の言い方であると、一切私関係ないと、岡本議員が、この未処理金のところから出さったんは、私は関係ない、岡本さんが主導でやったはるさかい、私はもう、そんなん一切知らんねんということですね。知らんねんというふうにおっしゃるんですか。

吉村証人 未処理金のことを知ったのは皆さんと同じですから。

西川委員 未処理金の中からこの27万円を出したいということは、もう認めてはるわけですよ。そのことに関して。そのことを証人は一切知らんねんと。いや、職員の証言では、おいらで出そうかって言うたら、いや、おいらいうのは、交渉に携わってもうた2人の議員さんで何とかしはるのかなと、こういうふうと思うたんやけども、岡本さんは、逃げるのやないけど、記憶にないんやと、こういう言い方をしたはるわけで、岡本さんは。そやけど、今の証人は、いろいろと含めて、そのお金のことは、私、そういうことは知らんねんと、こういうふうにおっしゃってるんでね、岡本さんが全部やらはってんと、そういうことは。そういうことをおっしゃってるんですか。

吉村証人 だから、未処理金のこと、もちろん知らないですし、そういう証言があったことも一切聞いてませんので、ちょっとよく分からないです。

藤井本委員長 ほかに。

内野委員。

内野委員 今日はお忙しい中ありがとうございます。今、いろいろと証言を聞いていて、2点だけね、ちょっと私の中で理解できない部分を、もう一度ちょっと確認させていただきます。1点は、境界線、ブロックをほんまやったら上に出すんですけども、下に埋め込んだいうことで、掘らなあかんから、そこの工事を、ここは民間の土地ですよ。

吉村証人 はい。

内野委員 そやけど、先ほど、市がついでにやってくれるだろうっていうようなことをおっしゃったんですけども、私は、それは市がついでに民間の土地をやるということなど、ちょっと考えられないことなので、その辺どのように考えてるかということと、もう一つは、未処理金から出たということは後で分かったっていうことの中で、後で分かったんは、それはいいんですけども、後で分かったことに対して、会派の長である吉村議員、同じ会派の方で、これは具合悪いやないかというようなことは、問いただしたりはしなかったのかな。先ほど、未処理金から出して何で悪いのみたいな感じで言うてはったから。

吉村証人 いや、そんなこと言うてません。

内野委員 その辺のこと、出して、未処理金から出したことが分かって、岡本議員には何かおっしゃったのかというところをちょっとお聞かせください。

吉村証人 民民の土地ということは、私ずっと認識なかったと、申し訳ないけど、思ってます。それで、未処理金については、分かったときに岡本議員に尋ねました。こんなお金あるんですかと。一切おっしゃらなかつたんです。一切そのことについてはお答えがなくて、なぜかなと思ってたんですけども、その後、吉川元市長との、2人並んでの経緯を話されたときに、

一つ一つ、吉川元市長に、これ言っていていいですかという話をされてたんで、幾ら私は会派で一緒にしてますけれども、その部分については、4人でしっかりと大事な案件として持っておられたのかなというふうに思います。私には一切その未処理金についてはおっしゃいませんでした。

藤井本委員長 内野委員。

内野委員 未処理金から27万円出たことはご存じですけども、そのことに関して、未処理金からお金が出たということに関してどのようにお考えなのか。

吉村証人 だから、先ほどから言ってますけれども、予算化できてないものからお金を出す、行政に対してお金を出すということは、よくないと思います。

内野委員 分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。吉村議員を証人としてお呼びするというのは、脇田交差点の道路工事拡幅においてですね、先ほど来から出てますように、民間の土地の境界についてですね、境界を明示するブロックを入れるに際して、舗装するところを切った、舗装してたところを切った。あるいはその奥の境界の先ですね、法面になってるところを、擁壁を作るということで工事車両が入ったりする。市の工事をですね、道路拡幅の工事で盛んにやられてるところ、それで舗装が傷んだということで、舗装の傷んだところに対しての、先ほど来からの吉村議員のご認識なんですけれども、その傷んだところが民有地、あるいはもう既に市が買い取った公道とか、そうすると公有地になるわけですけど、そういう認識はあったんでしょうか。その点についてお伺ひします。

吉村証人 民有地ということですか。

谷原委員 はい。

吉村証人 はい。

谷原委員 民有地という、傷んだところが民有地か公有地かというふうな認識はあったという、どちらというふうな認識はあったんでしょうか。

吉村証人 公有地ですね。

谷原委員 公有地と思っておられた。

吉村証人 はい。

谷原委員 だから、市が当然やるんだらうと、やるのが当然だというふうに思っておられたということですね。

吉村証人 はい。

谷原委員 実はですね、先ほど来から出ております、地権者の方々及び立ち会った職員の証言の中に、これはブロックを積むお金をですね、市から出してくれと。いや、それはできませんよ、民民のことだから、私有地の境界だからね、それはできませんよという話の中でですね、いや、ここは民民だから出せないということに対して、いや、これは岡本議員、それから吉村議員から出してもらうというふうに聞いている。あるいは、職員さんは、「おいら」というふうに

岡本議員がおっしゃったので、おいらは誰かということについては、多分これは吉村議員だろうということを推測されて、そこで吉村議員のお名前が出てきたんです。それで、こういうふうにして、吉村議員が未処理金について、出たのか、そこから出たことを知っておられるのか、未処理金について知っておられたのかどうかいうことを確かめているわけですが、公有地という認識であれば、それは市がやるべきやということですが、それについては岡本議員に相談された、あるいはその後ですね、調べられたということはないというふうにおっしゃってたんですけれども、でも、これが公有地であれば問題ないと思いますけれども、実はこれは私有地だったので、岡本議員から出たということなんですが、このことについても、当時どういうふうにして出すとか、ご相談があったのかどうか。あるいは、その地権者の方々が、ここが荒れて困ってるということに対して、吉村優子議員に何とかしてほしいというふうにおっしゃってたと思うんですけれども。

吉村証人 一切ないです。

谷原委員 そういうことは一切ないと。

吉村証人 私の知る限りでは一切ない。

谷原委員 一切ないということですか。

吉村証人 全部に関わってはいませんでしたけれども、行ってる中では、そういうことは一切……。

谷原委員 このお金の出どころについて、何らかのご意見を持ってた。

吉村証人 それも一切ないですね。

谷原委員 分かりました。

藤井本委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 たくさん議員の方から質問がございました。当時、民民であって、民民という意識がなかったのか。そして、公でできると思う、その状況はどうであったのかということですが、吉村議員は、そのあたりは不思議に思わない、何の問題もないと思いつつながら、知らない間に岡本さんに全て任せてお願いしたというところが、今日の尋問の結論なのかなと私は思うんですけれども、関わる部分がどこまで関わっていられて、要するに、その民民の土地っていう部分についての問題点の、そこからはどう離れて、さっきもおっしゃられましたけれどもね、岡本議員がちょっと考えるわというところから多分離れていかれたと。そこからの、ちょっと考えるわという後の話については、もう一切知らないというふうに証言されたというふうに思うんですが、もう一回、その部分をしっかりと聞かせていただきたいと思いません。

それと、もう1点は、岡本議員は元職員、市の職員でいらっしゃいます。行政、それから行政の立場、それから議員の立場、当時はですね、市の立場の方、長きにわたってそうであったかもしれないんですが、今回も、吉村議員が岡本議員に対して、市の副市長もしてこられたから、何でも任しといたらいわというような、そういう意識でおられたから、私が一議員としてですね、もちろん依頼をする人もいませんから、当然、受けたことはしっかり1から10までですね、把握をして、そして区長と確認をし、そして市役所と確認し、事業の

完了をしっかりと確認をするということは当然だと私は思ってるんですけども、そこに至らないままに、ずっと、いろいろご事情があったからということですが、私は、岡本氏のやることなすことがですね、全て行政側の、非常に議員側ではなくて、行政側に近いやり方っていうふうに、これまでのいろんな証言に、俺しかやるものはないとかいうような証言がたびたびありました。そのことに我々はとても違和感があるんですけども、吉村議員は、その違和感が、私もちょっと雑談をしたときに、職員が言うこと聞けへんからやねんと、職員が言うこと聞けへんから、議員が何やってもいいのかと。そうじゃないっていうふうに私は思ってたんですが、職員が言うことを聞かなかつたら、さあ、どうするということころはですね、非常にそういった能力にたけたお方だというふうに信頼を置いて、このことを依頼されたのかということも、ちょっとお答えいただきたいと思います。

吉村証人 これ、もともとは、本当に土地の確保は大字でしてくださいということが問題だと思うんです。本当に、私、これに関わらせていただいて、これほど大変なのかというぐらい、何度も何度も用地交渉っていうか、何度も連絡はしてくださるんですけども、なかなか地権者の方もお忙しくてアポが取れない。そのときどうするのかいうたら、大体一度は事務所に戻ってこられるからいうので、明日5時にこの事務所の前で待ち合わせとかいうのあったんです、何度も。でも、もちろん会えないこともたくさんあって、そういうことも踏まえて、だから、私は10回ぐらいですけども、岡本議員は何度行かれたか分からないぐらいに交渉で、以前に大字で独自で交渉に当たった方が、私にこの依頼をされた後にお話しされたんですけど、こういうのは、一生ここは道つかないっていうぐらい大変だったそうなんです。だから、岡本議員、本来はこれは市の職員がやってあげるべきだろうというのであったんですけども、それするような気配がなかったんで、あの方は昔から用地交渉とか、副市長もやっておられて、慣れておられたんで、私は全面依頼、ついていってその様子を見させていただくような、自分もいろんな、そのとき全部行けなかったですし、本当に何遍も言って何だっと思われるかもしれませんが、本当に精神状態がよくない中で立ち会いさせてもらって、主人をちょっと置いて、短い時間でも行かしていただくということで、実際ちょっと頭に入っていないことも、申し訳ないですけども、ありました。そんな中ですので、この用地交渉については、本当に岡本議員に全幅の信頼というか、お願いしてということで、別に責任を回避してるわけではないんですけども、その思いでここはお任せしました。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 私が一番申し上げたいところはですね、議員の立場であると。岡本議員も、吉村議員よりも新しい、吉村議員の方が先輩議員であります。議員という立場をどのように考えておられたのかと。私らは行政に物申していく立場ですけども、やはり法的な観点から、できることとできないことについては、やはり非常に苦しい思いをたくさんするわけですが、それをね、岡本議員に任しといたら、うまくやってもらえるというような気持ちは多分おありやったと思いますけれども、そこの考え方がね、やはり議員としてどうであったのかと。議員の立場として、そのことができるのであるかというところは、私が一番問題にするところなんです。民間の方になっておられてたらですね、それは、またいろいろと、そのお金を

工面することについても、いろいろと方法があったかもしれませんが、議員という立場で、自分の自由な形でそのお金をそこに投入した。それを公共事業だというふうな解釈をされていますが、領収書も実際に出してないのに葛城市建設課でもらわれたという証拠がございます。そういうね、非常に、何ていうんですかね、複雑な、複雑でミステリーなこういうやり方について、私たちはなかなか理解できないんですけども、吉村議員が、結果的にそういうふうになったというところに、そんなふうな形になるのも当然やというふうな、そういう思いというのはされていますか。

吉村証人 それは全然関係ないです。

川村委員 それはおかしいと思いますよね。実際に未処理金から出したお金を葛城市建設課で領収書をもろうということ自体が、非常におかしいっていうことを、我々はどう説明していいか分からない。それは議員の立場でできることなのか、元職員のような行政側の立場でやれるものなのか、私はその辺はよく分からないんですが、吉村議員が一番岡本議員に近い方ですのでね、どのように思われてるのかっていうのは、質問からはね、ちょっと広い範囲になりますけれども、議員の立場として、まず岡本氏に報告をいただくということについて、私は欠けてたのではないのかなと思うんですけども、その辺は、あと、後日、きちっとその話については、職員と話をされたのか。もう一回確認をさせていただきたいと思います。

吉村証人 申し訳ないんですが、この百条というのは、事実の確認ということだというふうに私は思っていますけれども。

川村委員 だから、事実ですかって、確認しましたかって言うてるんです。

吉村証人 未処理金のことですか。

川村委員 だから、この経緯のことについて、後々職員からきちっと聞いて、自分の実績というか、報告という形にされましたかと、再度聞いてるんですけども。

吉村証人 私がですか。

川村委員 はい。

吉村証人 それは、この百条委員会を通してですね。はい。

川村委員 だから、この工事の完了に伴って、脇田拡幅工事についてのきっちりとした経過報告というのは、自分の中で把握されてますかということをは言ってるんです。

吉村証人 未処理金が出た段階で確認させていただきました。

川村委員 結構です。

藤井本委員長 その時点で確認したということですよ。

吉村証人 はい。

藤井本委員長 ほかに。

西井副委員長。

西井副委員長 先ほど川村委員おっしゃったように、職員が言うこと聞かへんからという話自体、何回か吉村議員、百条委員会設置した当時の議長としておっしゃってた。

吉村証人 そんなこと言ったことないです。

西井副委員長 百条委員会の内容があつて、控室というか、議長室というか、そういうところで何遍か

私も聞かしてもらって、先ほど川村委員もおっしゃったように、職員が言うこと聞かへんからやと。

吉村証人 いや、そんなこと一切言ったことないです。

西井副委員長 先ほどおっしゃってたと思いますが、ただ、私もそれ何遍か聞かしてもらってます、あなたの口から。

吉村証人 いえ、言ったことないです。

西井副委員長 言うた、言わないという話やったら、そしたら、私自身ははっきり聞かしてもうてるということだけ申し上げておきます。

藤井本委員長 事実確認に対するご質問でお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

吉村始委員。

吉村始委員 もう一度、当時の脇田の交差点のことでいろいろ問題があって、そのときに関係の方も困っておられるということで、つまり、最終的に、やはりこれが解決するということがすごく大事だと思うんですけども、先ほどもおっしゃったように、直接っていうか、深く関わっておられた岡本議員は、元行政でそういうこともよくご存じでもあるし、だから、とにかく、当時としては、早くこの問題が片づいて、関係者の方が皆さん納得するというか、楽になると、それが一番最善であるというふうに考えておられたというふうに、ちょっと話を聞いてて思ったんですけども、そういうことで、当時としては、そういう思いで間違いはないでしょうか。

吉村証人 大きな車が通るといふにさっきおっしゃってましたけど、あの道、笛吹神社に上がる観光バスもよく通られるんですけど、それがずっと長年困っておられて、回れないということで、それで、大字笛吹からの要望があったんです。いろいろありましたけれども、あの道が拡幅されたことで、大変皆さん喜んでおられますし、実際のところ、あれで、私も途中、これがほんまにうまくいくのかなというぐらい大変な交渉でしたけれども、結果うまくいって、皆さんに喜んでいただけてるといふふうに思います。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 吉村議員、この27万円、それは、この未処理金から出たか、出ないかは、その当時は知らんと言うけれども、僕は、この工事の中で、このお金がなかったら、この27万円のお金がなかったら、この話はなかなか煮詰まらへんだと思いますよ、これ。このお金が出て、煮詰まってると思いますよ。

吉村証人 いえいえ。最終、終わってからも何のご依頼もなかったです。途中も依頼なかったですし。

西川委員 いやいや。この工事を終結さすには、この27万円いうお金を出さんと、この工事としては完結せえへんと。そういうふうな交渉やから、やむにやまれず、岡本さんの交渉を見てると、あなたが言うように、役所が出せ、役所が出せ言うても、どこからも出せへんから、そやから、ここから出したと。出さんと、この工事が前向いて進まへんねということ、終わらへんねんというようなことを言うたはるわけですよ。役人やったらそういうことをちゃんとやって、この工事完結さすと。わしが行政におったときやったら、そないするといふて言

い切ったはるわけやん。そやから、これがなかったらいかへんというのを、証人側は、僕は知らんというふうな、このお金が出たんを知らんというようなことは、ちょっと僕としては考えられへんねんけど、本当に知らなかったんですか。

吉村証人 全然、本当に知りませんし、別にこの工事を向こうから依頼されたわけでもなくてですね、もう完全に終わるまでに、最初に交渉というものも全くなって、終わってから、このまま、ありがとうでは失礼ですねという話してますから、別にこれがあってもなくてもと思います。それは岡本議員の考えですので、そこから出したというのは。ただ、この27万円がなかったらこの工事は完結しなかったということはないです。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 それやったら、完結すんのやったら、何でこんなお金を、迷惑かけましたさかいいうて出すんですか。あんたんとこ、協力して迷惑賃やいうて出したと思うたはるんですか。

吉村証人 当時、交渉にずっと行かれてたら思われると思います、あなたも、本当に。

西川委員 いやいや、そんなん知らんけど。このお金がなかっても完結したとおっしゃって、それで、このお金は迷惑賃やと、この迷惑賃、こんなとこから出したと認識してはるんですか。

吉村証人 ですから、迷惑賃かどうかは分かりませんが、どなたも本当にこれについてはお願いしますということも、ここをちゃんときれいにして返してくださいということも一切おっしゃいませんでした。おっしゃらない中でも、本当に私が関わった中でも、これはかなり迷惑かけたということを思ってますので、岡本議員でしたら、もっと何遍も通われてたんで、このままではほっとけないという気持ちだったんだと思います。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 そしたら、先ほど言うたように、何でこのお金を出してんのに、何で市宛ての、都市計画課ですか、宛ての領収書を書かさなあかんの。

吉村証人 それは私には分かりません。岡本議員に聞いていただかないと。

西川委員 そやから、これを出さんと完結せえへんのですよ。

吉村証人 そうではないです。

西川委員 いや、せえへんと僕は思うてます。

吉村証人 それはないです。

藤井本委員長 ちょっと離れていってると思います。今の吉村証人の話をまとめると、この27万円の支出がなくても工事は完了していたというふうにご認識をされているということでしょうか。

吉村証人 はい。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 あと1つだけ僕から聞かしていただきたいんですけど、当時は、先ほどもおっしゃったみたいに、精神状態がそうやから、そういう状態。僕、ちょっと今現在がめちゃめちゃ気になって、例えば、これ、未処理金からお金が出てるっていうのがだんだん判明してきて、岡本議員に聞いてもあんまり答えてくれへんけど、吉村議員も絡んでたお話じゃないですか、昔。もし僕が吉村議員の立場やったら、僕、自分でいろんな調べると思うんです。その当時

の方々とかね、土地の地権者の方とか、どうなったのかって、ご自身でそういう動きされたっていうのはありますか。

吉村証人 調べたところで、どういうことでしょう。向こうは何も要求されてないわけですから。

杉本委員 されてないって、今言われたんですか、お調べに行って。でも、現実、未処理金から出るわけじゃないですか、27万円が。

吉村証人 岡本議員にも聞きましたけども、要求は一切されてない。

杉本委員 岡本議員はそれでいいと思うんですけど、ほかに、岡本議員がやったことですけど、自分が、僕がですよ、僕がその立場やったら、不安で調べると思うんですよ、いろいろ。ほんまはどうやったんかっていう。そういう動きをされたかどうかをお聞きしてるんです。

吉村証人 調べましたけど、全然そういう要求は、全くありません。全く何も要求されない方です。

藤井本委員長 今の杉本委員のお話はですね、吉村証人はですね、このことを知らなかったと。全く知らない間に進んでしまったと。しかし、未処理金のこの問題が出て初めて知った。自分が一生懸命になった工事にそのお金が使われてたんだなということになると、今の杉本委員のお話ではですね、先ほど吉村証人は、この金が支払われようと、支払われなくても、この工事は完了してたというふうなご認識でしたけども、こんなお金が使われていたということになったときに、ご自身で岡本議員には尋ねたというお話を今されましたけども、それ以外にですね、議員として何らかの動きをされましたかというのが、今の杉本委員の質問でございますので、そのときは知らなかったけども、この未処理金の問題が出たら、自分が携わった工事の中で使われていたんだなということがそのとき初めて分かったと。議員として、どういう経過であったのであろうかと、なぜそうなったのであろうかということ、確認とかです、調べようとしなかったのですかというお話を質問されてる。

吉村証人 百条でその27万円が出てきた後に岡本議員には聞きました、詳しく。でも、何の要求もなかったけれどもという話でした。

藤井本委員長 要求がなかったということで、この27万円は支払わなくてもこの工事は完了していたというのが、吉村証人のお考えですね。27万円は関係ないと、この工事の完了に。

吉村証人 はい。関係ない。

藤井本委員長 ということですね。

吉村証人 はい、そうです。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 今のことに関連してなんですけれども、この脇田の件で岡本議員が未処理金から27万円を出した経緯については、これは平成30年8月24日、それから平成31年1月17日、2回にわたって証人で呼ばれたときに、詳しく我々は聞いてますから、大体それは把握してます、委員会として。ご本人も認めておられるんです。だから、認めておられるので、出たことははっきりしてるんですけども、問題は、それに関して、吉村議員が何らかの関与があったのかどうかということなんです。そこでお聞きしたいんですけれども、先ほど来から出てます、要は補修費用ですね、舗装道路。1回工事は完成しましたと。完成した後になってそういう

話が出てきて、だけど、当事者は別に直してくれという依頼もなかったけれども、携わった経緯から、議員としてですね、これは何とかせなあかんというふうなお話を先ほどから出しておられましたけれども、岡本議員がどこからこのお金を出すとか、そういうふうなお話はされませんでしたか、全く。

吉村証人 費用は出さなくて済んだというふうに、私、勝手にですけどね、そういうふうに思ってたので。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり、それは結果として話を聞いたということで、つまり、その結果については、どこでどうというお話も特になかったということですか。

吉村証人 はい。

谷原委員 分かりました。

藤井本委員長 ほかにございませんか。

西井副委員長。

西井副委員長 先ほどから話聞いてたら、27万円、出す必要ない金を出されたというような話ですね。

吉村証人 出す必要はないというのではなくて、なくても別に。

西井副委員長 なくてもよかったということは、出す必要がないということですよ。

吉村証人 私たちの気持ちが済まなかったと思いますけども。

西井副委員長 実際完結するのに、先ほどからも質問いろんな方がされてるように、27万円でその工事費を払わなかったら完結できないと。それをこの未処理金から出されたと。ほんで完結できたと、私らもそのように思ってますけどね。当事者の1人であったあなた自身が、先ほどからおっしゃってるように、そのお金の催促もなかったよって、ほんなら払わんでも済んだやろうということになった。払わんでもええ金を、わざわざ払われましたんかいということですよ、岡本さん自身、あなたの答弁からいったら。

吉村証人 催促もされませんでしたし、工事してほしいということは言われませんでした。

西井副委員長 ほんで、払わんでもええ金やってんということを、先ほどからも言うたはりますよん、実質的には。

吉村証人 工事したからには払わないといけないですけど。

西井副委員長 いや、この27万円自体ね、催促なかったし、何も言うたはらへんかったらいう話で、今から言うたはるわけですよん、さっきから。これ、ちょっと、その辺がな、非常に本当にその27万円は、吉村議員から見たら、払うべきやったんか、払わんべきやったんか。どのように解釈されてます、今現在、自身も。

吉村証人 工事がされたんですから、払わないといけなかったんだと思いますけれども。ただ工事を要求されたことはないですということを私は申し上げているわけです。

西井副委員長 当事要求されたことないと。

吉村証人 うん。

藤井本委員長 西井委員。

西井副委員長 要求されたことないんやったら、そのお金を出されたこと自体には、批判的に考えられませんか。これ、要求されてないお金出したということはね、お金出して、それもおまけに27万円いう金額。例えば、お世話になりましたないうて、社交辞令的に5,000円程度の品物を持っていくとかいうのは、社交儀礼として考えれます。27万円という半端な金額をね、半端いうたら何ですけど、本来言や、その工事費で払うてる金額を出されて、要求なかったと言われること自体に、非常に違和感を我々感じるわけです。それと、どのように、そのお金自体は本当に出さなければならなかったか、出さんでもよかったか。もう一度はっきり言うてください。

吉村証人 私、最初から工事費にどれぐらいかかるという認識ももちろんなかったですけども、依頼も全部なくて、ただ、この交渉に携わってる経緯を皆さん同じようにされたら、そういう思いされたと思います。

藤井本委員長 これね、報告文書かなくてはならないんで、もう大体質問ほぼ終わっていただいて、整理したいと思うんですけども、交渉10回ほど行かれたという、冒頭におっしゃいました。その中で、今問題となっているところが、話合いの中で出てたというご認識はあるんですよ。

吉村証人 それはないです。27万円の舗装の分ですよ。

藤井本委員長 そのの、先ほどおっしゃったように、きちっとしていただきたいと。

吉村証人 それはないです。一切おっしゃいませんでした。

藤井本委員長 そのような、先ほどお答えされませんでした。

吉村証人 いえいえ。その舗装の話は一切要求……。

藤井本委員長 舗装じゃなくて、土地を買収させていただくのに、いわゆる地籍ですね、ここをきちっとしていただく、当たり前のことですけども、ここの条件的にというんですか。そういうお話……。

吉村証人 それはされました。

藤井本委員長 されたんですよ。

吉村証人 はい。

藤井本委員長 それが問題になっていると。問題というか、話の中の問題になっているというご認識はあったということですね。

吉村証人 はい。

藤井本委員長 しかし、それをしてくれという要求は、今の西井副委員長の質問の中で、そういう要求はなかったと。そういう要求はなかったということによろしいでしょうか。

吉村証人 要求はありませんでした。

藤井本委員長 要求はなかったですね。

吉村証人 はい。

藤井本委員長 しかし、問題になっているというところはあったので、最後にお聞きします。27万円でされた工事ですね、後からやから、そのとき何でされてるか分かんないですけども、その工事をされたという、もちろん近くですから、おうちも近いし、気になってる道路やから、

工事をされたという、されているとか、されたという記憶、認識はあったでしょうか。どこからお金が出てるとか、そういうのは分からないということですけど、工事をやられてるなというご認識はあったでしょうか。

吉村証人 随分たってからですけども。はい。期間たってからです。

藤井本委員長 随分とおっしゃいましたけど、随分というのは、大体どれぐらいの。

吉村証人 それもちょっと期間分からないんですけども、岡本議員にどうなりましたっていう期間までですね。

藤井本委員長 それをですね、整理してみますと、平成28年頃、約10回の交渉に携わったと。ご家族の関係で非常にしんどい時期であった。これは、正直言って、私も、もう非常によく知っておるところでございます。今までの話の中にあつたように、そういう経過があつて、平成29年の7月に、このお金というのがね、支払われてるわけですね。この未処理金の中から。それは分からん間に支払われたもんやというお話ですけども。

吉村証人 だから、私も、百条で27万円の出金の日を見てびっくりしたんですけども、主人が亡くなってから大分たつてるなど、自分の記憶の中では、直後のようにしか記憶してないんです。だから、見て、え、こんなに時間たつてたかなというのは本当に思いました。

藤井本委員長 今の証言ですけども、大変な時期があつたと。それからだいぶたつてるなという中で、その工事をされたというのは、大体いつぐらいに工事をされたというご認識だったんでしょうか。

吉村証人 3月ぐらいになる。

藤井本委員長 平成29年の。

吉村証人 なんじゃないかなというふうに思いますけれども、そこから考えますと。それもちょっと確認をできません。ちょっと本当に記憶飛んでますから。

藤井本委員長 平成29年7月に、支払いは残っておりますので、平成29年7月に支払われたということでございます。

私の質問は以上とさせていただきます。

それでは、皆様のご質問もこれで完結したいというふうに思います。

以上で、証人吉村氏に対する本日の尋問を終了いたします。

長時間にわたりまして、証人におかれましては、ここでご退席をいただいて結構でございます。本日は本当にありがとうございました。

(吉村証人退室)

藤井本委員長 ここで暫時休憩をいたします。再開時間は迫って連絡をさせていただきます。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時50分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小走坦氏から証言をいただきたいと思ひます。

それでは入室いただきます。

(小走坦証人入室)

藤井本委員長 本日、お忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。

また、予定が少し延長になり、約1時間以上お待ちいただいていることをおわび申し上げます。

本委員会調査のために、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっています。これにより証人は、原則として証言を拒むことができませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことができません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒まれたときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合にはこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おきお願い申し上げます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

小走坦証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

令和2年7月10日。

小走坦。

藤井本委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(小走坦証人署名捺印)

藤井本委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のままです。

また、証人は委員に対しての反論や質問をすることはできないことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、各委員におかれましても、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。

最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは小走坦様ですか。

小走坦証人 そうです。

藤井本委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

小走坦証人 そうです。

藤井本委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

あなたは、平成27年当時、新村区長でしたね。

小走坦証人 と思いますね。

藤井本委員長 新村区では、いわゆる新村区のお金を預金して保管していましたね。区のお金というものを預金されていましたね、ということでございます。

小走坦証人 どのお金ですか。

藤井本委員長 本来の区のお金ですね。新村区のお金を預金をされていましたね。通帳お持ちでしたねということですね。新村区としての通帳ですね、本来の。

小走坦証人 新村区の通帳は、会計が持っております。

藤井本委員長 その区の預金口座から引き出すときは、どのような手順で行われるんでしょう。いわゆる、区のお金、本来の区のお金を引き出したりされるときは、どのような手順で行われるのでしょうか。

小走坦証人 全て区長の書類を発行し、区長印を押して、会計に渡して、お金を下ろします。

藤井本委員長 ありがとうございます。その際、区の預金口座の印鑑ですね、お金を引き出す印鑑は、誰が保管されていましたでしょうか。

小走坦証人 当然、会計がお金を下ろしますから、会計の印鑑がございます。

藤井本委員長 今ご証言いただきました会計の方が、会計の印鑑を持っておられる。

小走坦証人 そうです。

藤井本委員長 その会計の印鑑で通帳の、いわゆる出金の際ですね、入れるときは印鑑要らないですから、その印鑑でお金を出されてたと。

小走坦証人 そうでございます。

藤井本委員長 よろしいですか。

小走坦証人 はい。

藤井本委員長 先ほどの3つ目の質問の中で、区長印というお話がございました。区長印と会計が持つておられる会計印ですか、お金を出されるときの印鑑、これは別のものですか。

小走坦証人 そうでございます。

藤井本委員長 再度確認させていただきます。区長印というのは区長が持たれて、会計印、お金の出し入れに使われる印鑑は会計の方が持たれるということですか。

小走坦証人 そうです。

藤井本委員長 今のにもう一度確認をさせていただきたいと思います。区長印は区長がお持ちである。会計印、お金を出すときの印鑑は会計がお持ちである。これは当たり前のことであろうかと思えます。それを使う際ですね、区長のみが区長印を押して、会計は会計印を押す。例えば、それを代わりの者が押されるというようなことが可能であるのかどうかというようなことをお聞かせいただきたいと思えます。

小走坦証人 それは今まではございません。といいますのは、毎年12月に会計検査というものを厳重にしておりますので、そういった例はないかと思えます。

藤井本委員長 適正に運用されてるといいますね、会計監査もあるということでございます。再度確認ということでお尋ねさせていただきたいわけですが、区長の印鑑を、例えば副区長がお使いになるとか、会計の印鑑を、誰かその補助される方がお使いになるとかですね、そういったことってというのは、取決めの中でたまにあるんですけども、違う方が。

小走坦証人 それはございません。

藤井本委員長 分かりました。ありがとうございます。

次に進ませていただきます。かなり前のお話になります。平成20年12月11日に奈良県農協忍海支店に新村区の名義の口座が開設されております。残高は1億8,000万円あったのですが、あなたはそのような口座が存在することを知っておられましたか。

小走坦証人 知りません。

藤井本委員長 これからの質問はですね、奈良県農協忍海支店の新村区名義の口座のことを農協口座というふうにご質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

今からですね、出金伝票を確認をしていただきます。コピーですけども。今、確認をしております伝票ですが、農協口座から平成27年3月6日に208万7,500円が出金されております。あなたは、この引き出しに関与された、または知っていたことはございませんでしょうか。

小走坦証人 ございません。

藤井本委員長 ここに、その伝票に押してある印鑑は、新村区の印鑑でしょうか。

小走坦証人 印鑑自身は、はっきり見比べ、ちょっとはっきり分からないというのが本音でございます。

藤井本委員長 個人のね、印鑑でもございませんので、字体も複雑なものでございます。分かりました。比較できないとおっしゃってるわけでございますが、再度確認のためにお聞きします。

あなたが知っておられる印鑑と全く対比できないというか、違うということは、違うとか合っているとかいうところは分からないということによろしいでしょうか。

小走坦証人 いえいえ。はっきりとは申し上げられませんが、今、この、平成27年4月2日の払戻請求書の区長印を見ておりますと、これ、右側が新村の村だと思えますけども、村の木辺のところがちよっとにじんで見えるんですけども、これは新村の区長印でございます。私のはっきりこのにじんで見えるところだけを覚えておまして、何度も区長のときに確認をしておりますので、ほぼ間違いはないかと思えます。

藤井本委員長 それでは、改印届のですね、書類を見ていただけますでしょうか。大変複雑な印鑑ですので、確かにですね、分かりにくい部分がございます。複雑な字体でございます。確認難しいと思えますけども、あなたがですね、知っておられる印鑑とですね、どちらが。

小走坦証人 これはちよっと。

藤井本委員長 分かんないですか。

小走坦証人 そこまではちよっと。

藤井本委員長 分かりました。次に進ませていただきます。ありがとうございます。

次にですね、農協口座から平成27年3月6日に93万7,500円が出金されております。あなたは、この引き出しに関与されましたか。また、知っておられましたでしょうか。

小走坦証人 知りません。

藤井本委員長 続いて、農協口座からは平成27年4月2日に150万円が出金されていますが、あなたは、この引き出しに関与、また、知っておられましたでしょうか。

小走坦証人 知りません。

藤井本委員長 続いて、農協口座から平成29年7月25日に27万円が出金されていますが、あなたは、この引き出しに関与、また、知っておられましたか。

小走坦証人 知りません。

藤井本委員長 あなたは、農協口座からのお金の引き出しについて、岡本吉司氏から、一緒に窓口まで来てほしい、また一緒に行ってほしいと、このようなことを頼まれたこと、また依頼を受けたことはないですか。

小走坦証人 それはございません。

藤井本委員長 それではですね、今は岡本氏から一緒に行ってくれないかというのがなかったかということですけども、次はですね、ほかの方、全く違う方からですね、これの出金、お金の出し入れに行ってほしいと……。

訂正をいたします。申し訳ないです。小走さんに行ってほしいということはないかというご証言をいただきました。あなた以外に、誰かがですね、岡本さんから一緒に行ってほしいと言われてんとか、一緒に来てほしい、窓口行ってほしいというふうなことを頼まれたと、岡本さんからですね、あなた以外の方に頼まれたと、そういうことは、区内でですね、なかったでしょうか。

小走坦証人 それはないように思いますね。聞いたことはございませんね。

藤井本委員長 私からの質問事項は以上でございます。

それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

委員の皆さん方、何かありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願いいたします。ご協力ありがとうございます。

ちょっと僕1個だけ、区長の印鑑っていうのは、何個あるもんなんですかね。

小走坦証人 1つです。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 例えば、区長が代わるときも、その判こを引き継ぐ形っていう形でもよろしいんですかね。

また新しく作る、1個をずっと引き継ぐんですかね。

小走坦証人 印鑑の引き継ぎというのは別にございませんけど。ですから、間違っただけじゃなしに、その古さで分かりますね。何十年使っておりますから。

藤井本委員長 今の証言の中に、何十年印鑑を変えていないということでもよろしいでしょうか。

小走坦証人 はい。

藤井本委員長 ほかに補足尋問ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでしたら、以上で証人の小走坦氏に対する本日の尋問を終了いたします。

証人におかれましては、ここでご退席いただいて結構でございます。

本日はご協力本当にありがとうございました。

(小走坦証人退室)

藤井本委員長 次に、小走俊雄氏からの証言をいただきたいと思います。

それでは入室をいただきます。

(小走俊雄証人入室)

藤井本委員長 お忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。

本委員会調査のために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

併せて、1時間以上お待ちいただきましたことにおわび申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことができませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合は証人は証言を拒むことができます。

また、公務員また公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申出をお願いします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒まれたときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いします。

小走俊雄証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

令和2年7月10日。

小走俊雄。

藤井本委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(小走俊雄証人署名捺印)

藤井本委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のままです。

また、証人は委員に対しての反論や質問をすることはできないことになっておりますので、ご了承願います。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。

最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは小走俊雄様ですか。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 それでは、これより証人からの証言を求めたいと思います。

証人にお尋ねをいたします。

あなたは、平成27年当時の新村区の会計担当者でしたね。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 新村区では、区のお金を預金して保管していましたね。

小走俊雄証人 すいません。質問。

藤井本委員長 はい。

小走俊雄証人 そのお金とは、どういうお金ですか。

藤井本委員長 新村区としての会計のお金ですね。

小走俊雄証人 新村区としての会計の金は把握しております。

藤井本委員長 預金をして保管されていましたね。預金をされていましたねということです。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 新村区の本来の、新村区も古くからのまちでございますので、新村区としてですね、本来の新村区のお金ですね、これは預金をされて保管をされていたということを確認させていただいております。通帳でですね。

小走俊雄証人 はい、保管してます。

藤井本委員長 その区のですね、本来の区の預金口座から引き出すときは、どのような手順で引き出しをされるのですか。

小走俊雄証人 区長の指示書に基づいて、お金を会計が引き出します。

藤井本委員長 区長の指示に基づいて会計が出されるという。

小走俊雄証人 そうです。

藤井本委員長 そういうことですね。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 その場合ですね、区の預金をして保管されていると先ほどご証言いただいておりますが、その預金口座の印鑑は誰が保管されていますか。

小走俊雄証人 会計です。

藤井本委員長 会計ですね。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 その保管の方法なんですけども、確認させていただきます。会計本人が自分の自宅で保管するものなのか、場所を変えて公民館で保管するとかですね、保管方法についてお尋ねいたします。

小走俊雄証人 通帳と印鑑は、会計が自宅で保管します。

藤井本委員長 自宅で保管するということですね。

その印鑑ですけども、お金を出し入れされる印鑑、会計が出し入れというか、出しにいかれる、この印鑑、他の方が持ち出せるというんですか、他の方も使える状況、他の方も使えるというものであったでしょうか。

小走俊雄証人 いや、それはできないと思います。

藤井本委員長 会計しかできない。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 次に進みます。

平成20年12月11日に奈良県農協忍海支店に新村区名義の口座が開設されており、残高は約1億8,000万円あったのですが、あなたはそのような口座が存在することを知っておられましたか。

小走俊雄証人 いつの時点ですか。

藤井本委員長 会計を担当されていたとき。

小走俊雄証人 会計が、ちょうど5年間やってますねけども、いつの時点のことですか。

藤井本委員長 平成27年当時にそのことを知っておられましたでしょうか。

小走俊雄証人 最初に農協へ一緒に行った時点で分かりましたね、それは。

藤井本委員長 最初に農協に行ったのはいつで……。

小走俊雄証人 時点で分かりましたね。

藤井本委員長 最初に農協へ行かれた時点というのが、いつのこと。

小走俊雄証人 ちょっといつのことか覚えてません。

藤井本委員長 いつか分からない。

小走俊雄証人 分かりません。

藤井本委員長 最初に行ったときにそのことを知ったということですけど、最初に行った経過ですね、経緯、誰に行ってと言われたのかですね。

小走俊雄証人 一緒に行って言われたのが岡本氏ですね。

藤井本委員長 岡本氏から一緒に農協へ行って……。

小走俊雄証人 当然、私も行く予定がありましたんで、一緒に行きました。農協へはね。区のお金も出し入れありますんで。一緒に行きましたよ。

藤井本委員長 区のお金も出し入れがあったので、そのとき一緒に、岡本氏に依頼されて一緒に行つたということでしょうか。

小走俊雄証人 一緒に行こうということで、一緒に行きましたよ。

藤井本委員長 一緒に行こうということで、行こうということをおっしゃった。

小走俊雄証人 ええ。

藤井本委員長 再確認いたしますが、岡本氏というのは岡本吉司さんですね。

小走俊雄証人 そうですね。

藤井本委員長 岡本氏に農協へ一緒に行つてと言われて、行ったときに、この口座を知ったと。こういうふうに今ご証言……。

小走俊雄証人 新村区のね、別の口座あるのが分かりましたね。

藤井本委員長 この口座ですね。

小走俊雄証人 そのとき分かった。

藤井本委員長 分かりましたよね。いつのことか、古いというか、何年もたっておりますので。

小走俊雄証人 日にち自体は分かりません。

藤井本委員長 それは結構でございます。岡本氏が行つてと言われた。行って、何を。

小走俊雄証人 こっちも用事あったんで、一緒に行きました。

藤井本委員長 そうですね。それは、その口座を何をするために行かれたのでしょうか。

小走俊雄証人 僕は村のお金を出したんですよね。

藤井本委員長 小走さんは、一緒に行つてと言われた。そのときに、会計されてたので、本来の新村区のお金、出し入れせなあきませんわね。

小走俊雄証人 そうですよ。

藤井本委員長 それをしたと。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 そのときに、平成20年に作られた口座があるんだなということを知ったということ

を。

小走俊雄証人 あるのは分かりましたね。新村区で口座ね。

藤井本委員長 口座が、そういうのがあるなど。

小走俊雄証人 あるのは分かりましたよ。それは不思議じゃないですからね。昔からのことを考えたら、あつても当たり前いう感じですよ。

藤井本委員長 今ですね、あつても、おっしゃるように、会計をされてたので、本来のお金を出金するために農協へ一緒に行かれたと。それは当然の話です。岡本さんに一緒に行つてくれへんかと言われたんで、岡本さんと一緒に行つたと。そのときに岡本さんがその通帳をお持ちやということを知つて、いつ、何月何日か分からないですけど、知つたと。それは分かりますよね。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 今ご証言をいただいた、そういうことも今までからあるので、あまり不思議に思わなかったと。

小走俊雄証人 結局、村に別の会計がまたあるねんなどは、そういう感じはしましたよ。別の口座あるということは、それ以前に、村自体が会社誘致やりましたね。だから、そこら辺のお金、別に貯金したのかなという感じしかしてませんけど。

藤井本委員長 だから、いつも会計として動かしてはるお金以外の通帳をそのとき初めて見たけども、新村区にはそんながあんのかなというふうに認識したと。

小走俊雄証人 うん。

藤井本委員長 そんなが以前にあったということを根拠にしておっしゃってるんじゃないで、あんなという。

小走俊雄証人 そうそう。あんなという感じですよ。最初分かつたんはね。だから、別に内容については何も聞きません。だから、僕も何も知りません。

藤井本委員長 分かりました。詳しく説明いただいでるのでよく分かります。そのときに通帳を初めて見ましたよ。こういう通帳もあんなねんなど。お金があるんですからね。不思議に思わなかつたと。それはよく分かりました。それは、岡本さんが、一緒に来てくださいと。何のためにですね、一緒に来てくださいとおっしゃつたのでしょうか。

小走俊雄証人 お金何かするためですよ。僕はお金を出すために一緒に行つた、ついていった

だけです。要はついていっただけです。

藤井本委員長 この当時、新村区の会計されてた正規の通帳から出し入れもせなあかん。ご自身はそれをやってた。岡本さんがついてきてくれということをおっしゃったけども、その内容までは把握されていないということですか。

小走俊雄証人 はい、そうです。

藤井本委員長 当時、会計さんに、ちょっと一緒に行ってよというお話を岡本氏から受けたということですけども、普通、一般的な頼み方として、こういうことをしたいので、ついてきてよとか、こういうことをするので、ついてきてよとか、人をお願いするときにですね、会計をお願いするときにですね、何かその目的をお話しされるであろうかと思うんですけども。

小走俊雄証人 それはないですね。

藤井本委員長 目的なく、一緒についてきてくれよと。

小走俊雄証人 要は一緒に行こうとか、そういう感じですね。どこ行くかで、一緒にここ行こうとか、行くときありますんでね。一般の会話ですね。

藤井本委員長 普段の親交上、一緒に来てよと言われて、行って、ご自身は、新村区の正規のお金の払出しをしてた。岡本さんが、当時、そのときに何をされてたとかいうのは、確認はされていないけども、通帳の存在はそのときに知ったと、そういうことでよろしいでしょうか。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 農協に行かれて、本来の新村区のお金を出すのにですね、印鑑を押して出されてるわけですね。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 それは会計の役目として当然の話ですよ。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 ただ、そのときに1億8,000万円入った通帳を初めて知ったということですけど、岡本氏が多分出されていたのであろうと、出金されたのであろうかと思うんですけど、何かをされてたと思うという。

小走俊雄証人 何かは、それは一緒に行ってるからしてますやろうね。

藤井本委員長 そのときに、会計に印鑑を貸してくれと。

小走俊雄証人 いや、そんなんないです。

藤井本委員長 印鑑を貸してくれということはなかったわけ……。

小走俊雄証人 ないですよ。

藤井本委員長 ないですか。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 その通帳の動きのときには、一緒に行っただけで、知らないということで、ただ通帳あることをそのときに認識したということでもよろしいですか。

小走俊雄証人 あることは分かりましたよ。

藤井本委員長 知らないところに通帳があったということで、あまり不思議に思われなかったということですよ。こういう通帳もあんねんということをご認識された。ただ、会計としてで

すね、自分の範疇にないお金ということですね、監査もされない、会計報告もしない通帳があんねんなど。そのときに、何かこう思われたことがあったりして、例えば、前の会計担当者に聞かれるとか、当時の区長に、お話としてね、こんなあってんなとかですね、何かそういうお話をされましたでしょうか。

小走俊雄証人 いや、誰にもしてないですよ。

藤井本委員長 どなたにもされていない。

小走俊雄証人 はい、してないですよ。

藤井本委員長 こういうのあんねんなどということ。

小走俊雄証人 それは自分で思っただけです。自分の頭の中で思っただけです。

藤井本委員長 ご自身で、こういう通帳があってんなということだけをご認識された。

小走俊雄証人 はい、そうです。

藤井本委員長 その件に関しては最後になりますけども、知らないんで、前の区長とか、その当時の区長、また、前の会計担当者の方に、こういう通帳あんねんなどというなお話はされないということですけど、それ以外の、こういうお金あんねんなどというのを知ったら、ご自身の頭の中では、先ほどおっしゃったように、あんねんなどということ自分で思ったということですけど、誰にも、どなたにもその話はされませんでしたでしょうか。

小走俊雄証人 誰にもしてないです。

藤井本委員長 誰もされてない。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 今、岡本さんに、農協へ一緒に行こうよと。普段のね、関係の中でも、一緒に行こうよという形でいったと。初めて通帳を知ったということですけど、そういったことをですね、一緒に農協へ行ってくださいというようなですね、お話というのは、何度かあったでしょうか。

小走俊雄証人 何回かはありますね。回数は覚えてないですけど。

藤井本委員長 それは、会計として。

小走俊雄証人 いや、平成27年は会計ですけども、その明くる年にまた区長になりましたんで、ここからは区長です。

藤井本委員長 そしたら、冒頭の質問に戻るんですけども、平成27年まで会計をされていた。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 先ほど冒頭に、約5年されていたと。

小走俊雄証人 ええ。そうですね。

藤井本委員長 されてると。

小走俊雄証人 合計5年ですね。

藤井本委員長 今、岡本さんから何度か行ってくれということと言われて、何度か行ったということですけど、それは会計としてですね。

小走俊雄証人 はい。会計ですね。

藤井本委員長 会計として行かれたと。

小走俊雄証人 最初はね。一番最初は会計です。

藤井本委員長 それがいつのことか分かんないということですね。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 5年間会計ということですので、平成22年から平成27年、月は別として、まで会計をされていたということですよ。

小走俊雄証人 そうですね。

藤井本委員長 今、コピーをお渡しさせていただきましたのは、平成22年の12月の29日付ですね。年末になるわけですけども、このときに、該当する通帳の印鑑のですね、変更届ですね。従来の新村の本来から使っておられた印鑑から新しく印鑑を作られて、印鑑を変えようとしているという届出をされた印鑑変更届ですね。これが平成22年12月29日付で金融機関で受理されているところなんですけども、先ほどからお聞きしていると、平成22年、このときはですね、小走様が会計をされていたと。

小走俊雄証人 12月やね。

藤井本委員長 ええ、そうですね。このことについてご認識はあったでしょうか。

小走俊雄証人 いや。会計の印は、私の使ってる会計印は丸印です。

藤井本委員長 丸印。

小走俊雄証人 はい。今も変わってません。

藤井本委員長 そこに、届出事項変更届の一番上にですね、日付の書いた下ですね。印鑑を変更しますという、まずもって印鑑を押すんですが、その印鑑は会計印ではないということですよ。

小走俊雄証人 新村区の今現在使ってる会計印ではございません。

藤井本委員長 ないということですよ。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 今現在も、この当ても使ってる会計印ではなかった、丸印ということですよ、会計の印鑑は。

小走俊雄証人 私の知ってる範囲では、そうですね。丸印です。

藤井本委員長 今見ていただいている書類、申し上げてるように、この1億8,000万円が入っていた通帳の印鑑を変更するという手続上の書類なわけですね。これはご理解いただけるかと思います。まず、旧の今まで使っていたお届け印というのを押して、それを押して、これに変更しますよというのを下に押してるわけですね。一番上に押しているこのお届け印、これは何の印鑑かご存じでしょうか。

小走俊雄証人 分かりません。

藤井本委員長 分からないんですか。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 これは区長印というご認識はないでしょうか。

小走俊雄証人 はっきり覚えてませんね。今使ってる区長印かどうかは、ちょっと分かりませんね。

藤井本委員長 分からない。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 今見ていただいている書類、平成22年12月29日の、印鑑を作られて印鑑を変更されるこの手続のときに、先ほど何回か岡本氏と一緒にいこうよと、行ってくださいよと言われて、会計担当者として、会計として農協の方に行かれたという証言をされて、何回かということでおっしゃっていただいたわけですが、この手続のときですね、行っておられるでしょうか。こういうことをやられてるということが。

小走俊雄証人 この時点では私は分かりません。

藤井本委員長 この時点では分からない。

小走俊雄証人 分かりません。

藤井本委員長 このときに一緒に行っておられないということによろしゅうございますでしょうか。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 それでは、出金伝票の確認をさせていただきたいと思います。まず、農協口座から平成27年3月6日に208万7,500円が出金されています。あなたはこの引き出しに関与されましたか。また、知っておられましたでしょうか。

小走俊雄証人 この出し入れに関しては知りません。

藤井本委員長 そこに押してある印鑑は、新村区の印鑑でしょうか。

小走俊雄証人 今、これ角印、丸印が使ってますんで、角印ではない。知りませんね、この印鑑は。

藤井本委員長 会計としては丸印を使ってたので、もう全く違うと。会計が使う印鑑ではないということによろしいでしょうか。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 次の出金伝票の確認をお願いいたします。

続いて、農協口座から平成27年3月6日に93万7,500円が出金されていますが、あなたはこの引き出しに関与されましたか。また、知っておられましたか。

小走俊雄証人 金額に関しては何も分かりません。引き出しと一緒に農協へ行った可能性はありますね。一緒に行ってますからね。せやけど、内容については一切分かりません。

藤井本委員長 一応確認だけ。今のですね、分かりますけど、次の質問に入らせていただきます。

農協口座から平成27年4月2日に150万円が出金されていますが、あなたはこの引き出しに関与されましたか。また、知っておられましたでしょうか。

小走俊雄証人 分かりません。

藤井本委員長 続いて行きます。これ、ちょっと直近になりますけども、農協口座から平成29年7月25日に27万円が出金されていますが、あなたはこの引き出しに関与されましたか。また、知っておられましたでしょうか。

小走俊雄証人 分かりません。

藤井本委員長 ちょっと見ていただきたい書類ございますので、しばらくお待ちください。

確認をしていただく書類、今、準備をさせていただきました。先ほどですね、平成22年の12月29日に印鑑を新しく作られて、本来新村区の印鑑から違う印鑑に変えられてる手続をされているというお話をさせていただきました。そのことは知らない。それのご証言をいただいたんですけども、年末になりますけど、同じ日に、ここですね、たくさんの処理

をされてるんですね。何かといいますと、まずですね、今見ていただいているのは定期貯金口座開設申込書っていうのを見ていただいていますか。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 ここで定期もされていると。定期預金も1億8,300万円、端数もついていますけども、定期貯金もされてるわけですね。それを今見ていただきました。

小走俊雄証人 この時点では、私、何も知らないですね。

藤井本委員長 以前から定期があったのが、多分このときに満期になったと思うんですけども、その利息についても普通預金にご入金されてると。だから、定期預金支払申込書っていうのは、満期の分を継続するために出されてる分ですから、以前からされてたわけですね。これで一旦出されて、利息を普通預金に入れられて、それでまた金額をですね、少し足して定期をされていると。この12月29日の日に改印届をされたのみならずですね、このお金を定期預金、今までから定期やった分を、満期が来たので、満期処理をされたと。きちっとされてます。利息も普通預金に入れられてるしですね、また同じように継続をされてる、1億8,000何万円というお金をね。これが、先ほど申し上げてるように、同じ日に印鑑を新しく作られた、印鑑を変更されたのと同じ手続をされてるわけです。これは全くご存じないということでは…

…。

小走俊雄証人 ないですね。

藤井本委員長 ないですか。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 結構です。

それでは、平成22年12月29日の話をさせていただきましたが、1年定期とかされるから、次の年になったらまた満期とか来るわけですね。その書類、今持っていただいています。平成23年の12月の。それ見ていただけますでしょうか。この当時ですね、どこで1億8,000万円が入っている通帳を認識したというのは、初めて行ったとき知ったというか、いつっていうのは分からないということですけども、定期で運用されてたという書類なんです。

小走俊雄証人 その可能性もありますね。

藤井本委員長 その可能性もありますねというのは、何かそれを聞かれた……。

小走俊雄証人 分かりません。

藤井本委員長 分からない。

小走俊雄証人 うん。聞いてないですからね、こういうことは。

藤井本委員長 その可能性があるというのは、何らかの。

小走俊雄証人 要は、新村区の別口座があるというのは分かりましたけども、後のことは一切関知してませんので、分かりません。

藤井本委員長 分からない。

小走俊雄証人 そうです。

藤井本委員長 だから、そういうふう運用されてたというのもあり得るやろうと。分からないねんから、あり得るやろうということでもよろしいですか。

小走俊雄証人 可能性としてはね。せやけど、私自体は分かりません。

藤井本委員長 先ほどですね、出金伝票を確認していただいた中で、あと1つ、もう1件ございますので、それも確認させていただきます。平成23年12月、これも29日、1万1,040円の、失礼いたしました。訂正をいたします。翌年、平成23年12月29日にも、この通帳にですね、1万1,040円、1万1,000円余りのお金が入金されています。出金のことをお尋ねもいたしました。そういったこともご存じないでしょうか。

小走俊雄証人 私自体は、この入出金に関して、立ち寄ってませんので、農協までは行ってますけども、実際のあれには立ち会ってませんので、分かりません。

藤井本委員長 農協までは一緒に同行されてるけども、作業というんですか、手続までは知らない。

小走俊雄証人 全然分かりません。

藤井本委員長 全然分かんない。

小走俊雄証人 はい。

藤井本委員長 私の方からの質問は最後にさせていただきたいと思います。岡本氏との関係もあったでしょうけども、会計として、岡本氏からですね、農協へ一緒に来てくれへんかと、こういうことを言われて、何回か行ったというご証言をいただきました。ありがとうございます。あなた以外の方がですね、岡本さんと一緒に行つてんと、行かれたとかですね、役員代わりますから、いろいろ代わっていく中で、そういったお話を、岡本さんからああいうこと言われてるねんとかいうことが、ほかに聞かれたことっていうのはないでしょうか。

小走俊雄証人 これに関しては何も聞いてませんね。話もしてませんし。知ってる方少ないと思います。これに関しては。

藤井本委員長 我々も報告も出さなだめなんで、知ってる方が少ないと、こういうことになるんですね、実際に知っておられる方は、この人が知っておられますよとか、そういった当時のですね、今はもう公になってますから、皆さんご存じだと思います。当時に戻つてね、知ってる方が少ないと、こういうふうなことで終わっていいのか。いや、どうなんでしょうというところで、今の発言に対して私の方から質問させていただきたいと思います。私だけに言われてたから、私しか知らんねんというものなのか、いや、何人かは知つてんねんと。

小走俊雄証人 そこら辺は分かりませんわね。誰も言いませんからね、そういう話は。

藤井本委員長 分かりました。

私の質問は以上とさせていただきます。

ここで補足尋問に移ります。委員の方々に何かございませんか。

西川委員。

西川委員 西川でございます。ご苦労さんでございます。

もう昼過ぎて、もう1時やのに、すみませんね。ちょっと聞きたいんですけどもね。委員会というのは、この1億8,300万円そこそこ、今出てんのんが、今は未処理金ということで、これ、委員会開いて、ご証言いただいているんです。そのことはですね、その当時は分からなかったけども、今は、これは葛城市のお金ではないかなということで、こういう委員会が立ち上がってるわけです。それで、それを証明していくために、いろんな方にご足労をかけて、

証言をしていただいているということでございまして、その中でですね、岡本さんの、今は議員ですけれども、その方からですね、出金をする際はですね、新村区の区長か会計か、どなたかと一緒に行かんと、このお金が出えへんから、その方と一緒にいってお金を引き出したんやと、こういうふう証言されてるわけです。それでですね、先ほどからお伺いしておりますとですね、正規の新村のお金はですね、区長から支払命令があつて、その命令に従つて、会計が保管してる丸印で出金に印鑑をつけて、それで初めてお金が現金化して支払えるという仕組みがずっと続いているという。

小走俊雄証人 私の知ってる限り。

西川委員 知ってる限りね。そうすると、今見ていただいた中にですね、区長印そのものもですね、今出てきてるのは、ちょっと新たにしたりとか、いろいろ出てきてるんですけども、区長印だけでですね、出金ができるというふうな仕組みにはなっていないと、こういう認識をしたらええんですね。

小走俊雄証人 今の新村区の会計処理としては、そうですね。

西川委員 そういうことですね。

小走俊雄証人 はい。会計が出す仕組みになって……。

西川委員 そういうことですね。それとですね、今、そのときにですね、先ほど言いましたように、その当時の区長か、会計責任者か、その方と一緒に、出すときには、今の1億8,000万円、未処理金の中、これ、新村区のお金じゃないというのが今分かったわけで、その当時は新村区のお金やと、こういうふうにおっしゃってたわけです。

小走俊雄証人 そういう認識はありましたね。

西川委員 ほいで、そのときに、出金するたびに立ち会つてもうてるんやというふうにおっしゃったからね、ちょっとご足労いただいているわけです。その辺がですね、今お聞きするとですね、そういうふうなときに立ち会つたこともあるけれども、この1億8,000万円からお金を出されてる金額も知らんし、どういう趣旨かも知らんということでええんですね。立ち会つたこともあるけども、立ち会つてないときもあるやろうと。そやけど、立ち会つたときにも、その引き出しの金額も、それと、その趣旨も、一切それは私は知らんということでよろしいですね。

小走俊雄証人 それは間違いないです。

藤井本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

ちょっと僕から2点。1個は、新村区長名義の口座っていうのは、そんな何個もあるものなんですかね。

小走俊雄証人 新村区長名義の口座、区長名義の口座は、新村区の名義ですね。区長名義じゃなしに、新村区の名義は何ぽかあります。

杉本委員 なるほど。ほんで、岡本さんが持ってたその口座は、一応新村区のもの。

小走俊雄証人 一応名前は新村区になつてるから、新村区……。

杉本委員 それは、何で岡本さんが持ってても不思議じゃないんですかね。ちょっと僕そこがよく分かんなくて。

小走俊雄証人 僕の会計のときの考え方いうたら、それは、以前からの別会計というのがあって、それをだかえてるねんなと思って、いう頭しかないですね。もともと村の役員してますから、ずっと、私より以前から。だって、あって不思議じゃないですよ。工事を、うち、かなりやっていますから、それ以前に。そっちから出たお金かなとは思ってましたよ。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 ごめんなさい。僕あんまりちょっとその辺詳しくないんで分からないですけど、そのお金というか、新村区の通帳を岡本さんが持ってても別に不思議ではないんですね。ちょっと僕不思議やなと思っただけなんで。

小走俊雄証人 不思議じゃないです。

杉本委員 分かりました。すいません。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 小走区長、ご苦労さまでございます。今日はありがとうございます。

今、杉本委員の関連でございますが、岡本議員が別口座の通帳を持っているということについては、代々そういった流れがあると。区長はそのように認識していただいている。

小走俊雄証人 私の認識ですよ。できた認識です。

川村委員 そうですね。岡本吉司議員は、新村でかなり前からですね、古い時代から、村のどの立場にいらっしゃったかということについて教えていただけませんかでしょうか。

小走俊雄証人 立場って、村の、今現在9名おる役員の中の1人ですね。今現在は9名です。

川村委員 役員としていらっしゃる。

小走俊雄証人 はい、村の役員です。肝心なときの取決めとかは、一応、そこら辺で決めておられますんでね。私になってからも、大体肝心なやつは全部そこで決めますんで。それ以前のやつは、前の役員さんに聞かんと分かりません。

川村委員 私の認識では、今現在の区長は、過去であれ、未来のことはこれからですから分かりませんが、過去のそういった区の財産っていうものについては、全て管理されているというふうには認識してるんですけども。

小走俊雄証人 現在では、全てですね。あるかもわからんということは、頭の中には認識ありますよ。

川村委員 だから、全て把握されてないと。

小走俊雄証人 私が区長になる前のことは分かりませんが、実際。区長になる前の会計になって初めて、区にはどれぐらいの財産あるというのは分かってくるんですけども、ただし、その時点では、なったいっきでね、やっても、それまでに村の役員さんで別会計を持ったはって、だかえたはる分に関しては分かりませんわね。

川村委員 そうですか。ということは、時間がたてば、今言う1億8,000万円の口座であっても、新村区長の名義になっていけば、それは、先ほどおっしゃったように。

小走俊雄証人 なっていれば、それは別の隠し財産やと思いますわね。第一に頭の中に入ってくるの

はね。それしか思いません。

川村委員 その別口座の出金の権限というものは、当然、新村区の区長をはじめ、役員の合議によってなされるものだというふうに思うんですけども、その、今言う……。

小走俊雄証人 別口座に関しましては、ほとんど分からない者はタッチできません。

川村委員 タッチできない。誰がタッチできるんでしょうか。

小走俊雄証人 その口座をだかえてる人間ですわね。

川村委員 それは個人がだかえてると。新村区全体としてだかえてるものではなく。

小走俊雄証人 新村区全体としてだかえてても、個人が持ってたら個人の管理になりますやろう。そやから、出し入れするのは、普通は、区長やったら区長、会計、そこら辺しか分かりませんね。

川村委員 それは、ちょっと今の衝撃的なご証言なんですけど、過去からその口座はどうしてできたかとかいうような経緯については、温度差はあると思うんですけども、ただ、今現在、別口座であれ、新村区長名であったりする別口座について、その出金の権限が個人のものであってはいけないというふうに私は思うんですけども、そのあたりはですね、まだ新村では、過去からの力のある方が保有していて、そして、その入出金に関しても、現区長に相談なく、会計に相談なく、それを動かせるということで認識してよろしいんでしょうか。

小走俊雄証人 あればの話ですけどね。

川村委員 でも、あればっていうのは、あるかないかも分からない。

小走俊雄証人 その時点の認識いうのは、新村区での今お金あるとしても、ただし、区が管理してるお金と別になっとったら、実際分かりませんわね。別管理になってたら。

川村委員 例えば、土地改良区が持ってるとか、水利が持ってるとかね、いろいろと、その持っている団体が新村区の中にあってもですね、管理下が違うものであれば、それはそれで、それぞれの長がいらっしゃいますので、分かるんですけども。

小走俊雄証人 そこで管理しますもんね。

川村委員 その辺が一緒になってるというような感じですよ。私も、その、今初めて、この別口座ということに対しての管理が、区長自身が、非常に管理体制が、権限がないんだなっていうふうに思わしてもらったんですけどね、岡本さんはずっとこの口座、いろんな口座に、新村区のいろんな会計上、長きにわたって関わっていらっしゃるということで、それは間違いないでしょうか。

小走俊雄証人 関わってるということ自体じゃなしに、一応権限は区長にありますけどね、全部。出金処理の権限、全部区長です。

川村委員 今の1億8,000万円の新村区長の口座については、何も分からなかった。

小走俊雄証人 それについては何も知りません。分かった時点で、僕の個人的な考えで、新村のほかの隠し財産があったかなと思っただけで、実際のことは何も分かってません。ただ、農協へ行くときに、一緒についていくのはついていきました。回数は覚えてません。

川村委員 そうですか。そういった新村区長も知り得ない区の財産が点在しているというふうなお答えに、今のでしたらなるんですけど。

小走俊雄証人 個人的な意見ですよ。

川村委員 個人的であってね、区長が知らないというのはあれなんです。

小走俊雄証人 だから、関わってません。出し入れに関しては。

川村委員 全く別口座についても、全て知り得ないというふうでよろしいですか。

小走俊雄証人 そうです。

川村委員 分かりました。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 1つだけ、ちょっとね、確認しときたいんですけども、今は区長ではないんか、今は区長と違うんですかな。今はあれですけど、この1億8,000万円ね、はっきり通帳上、新村区長名義になってるんですわ、農協の。

小走俊雄証人 それは知ってます。

西川委員 知ってますよね。

小走俊雄証人 それは分かっています。

西川委員 それがね、今、これは違うんやというようなことで、葛城市の方に歳計外へいうことで、戻ってきてるんですよ。これ、本来ね、今おっしゃったように、いろんな財産、いろんなことがあるんであればですよ、新村区としては1億8,000万円、これ、あったことになるわけですよ。区長名義やからね。

小走俊雄証人 そうですやろうね。

西川委員 新村区としては、これ、勝手にこんなことされたら、本来、区長、これ、取り戻しにいかんなんのちやいまんのやろうか。新村区としては。

小走俊雄証人 取り戻して、実際そのお金が何でできたお金か分かりませんがな。

西川委員 新村区の名義で預金してるやつですさかいにね。岡本さんがしはったんか、誰がしはったんか知らんけど。これ、どうなる。個人的なことで、僕はちょっと、それをせえと言うてるのと違って、理屈としてはそうなるのかなと思うて、ちょっと区長としては、そんなお金がね、区でやられてんからと僕は思うんですけど、どう思われますか。

小走俊雄証人 実際には分かりませんね。

藤井本委員長 今の質問なんですけども、先ほど証人の方が、こういうお金があっても不思議ではないと、こういうご証言をいただきました。

小走俊雄証人 はい。私は、個人的な意見ですね。だから別に何の問題もしません。

藤井本委員長 そうですね。今、西川委員の質問でですね、不思議ではないという、こういうご証言から基づいて、それを今現在は市が保管させてもうてるわけですよ。そこで、新村の方で不思議でないものが、今は市の方で保管させてもらってる。このことについて問題はないですかということでございます。

小走俊雄証人 今現在分かったから、他へ返却したんですやろう。

藤井本委員長 そこでは問題がないということよろしいでしょうか。

小走俊雄証人 だから、それは、分かったから、このお金は新村のものじゃないと分かったから返却してるんですよ。取り戻し関係ないですよ、それは。

藤井本委員長 結構でございます。

ほかにございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。

任期の件なんですけれども、平成22年の12月29日に、先ほど見ていただいた改印届があったり、付け替えがあったりしてるんですけれども、このときは会計で。

小走俊雄証人 私は分かりません。

谷原委員 会計であられましたか。

小走俊雄証人 会計です。会計になった年ですから、分かりません。

谷原委員 なった年で、翌年から区長になられたと。平成28年度。

小走俊雄証人 平成27年までが会計で、平成28年から区長です。

谷原委員 平成27年まではずっと会計であったということですね。28年から区長と。

小走俊雄証人 そうです。

谷原委員 これ、任期は1日からですか。

小走俊雄証人 これね、2年任期でずっと、平成22年から2年任期ですねん。ずっといってると、平成22、24、26、28年ですねけども、今の区長さん、私の前の区長さんが、ちょっと病気で、任期半ばで交代しました。ちょっといろいろトラブル続きで、区長さんちょっとしんどなりまして、その時点で私と交代してましたから、任期の半分で1期だけは交代してます。だから5年になってます。

谷原委員 はい、分かりました。それでは、もう一つだけお聞きしますけれども、会計をやっておられたときに、このようなお金があるということ、区長からお話を聞かれたりということはなかったですか。

小走俊雄証人 それはないですね。一緒に行って分かったことです。

谷原委員 一緒に行って分かったと。

小走俊雄証人 はい。

谷原委員 そのときには、その口座からお金を出金するという事について、手続をされたことはないということですね。

小走俊雄証人 関わってないです。

谷原委員 例えば、そこで、これだけ下ろすとかということで、金額の伝票を示されたりとか。

小走俊雄証人 それはないです。

谷原委員 そういうことは全くなく、岡本議員が別のところでそういうことをされてたと。

小走俊雄証人 内容については分かりません。一応新村区名義になってるのが分かったから、多分、私の個人的な考えで、これはへそくりあんのちゃうかなという感じだけでしたからね。

谷原委員 はい、分かりました。

藤井本委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでしたら、以上で証人の小走俊雄氏に対する本日の尋問を終了いたします。

小走証人におかれましては、ここでご退席をいただいて結構でございます。長時間にわた
りまして本当にありがとうございました。

(小走俊雄証人退室)

藤井本委員長 本日の調査案件は以上であります。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば、許可いたします。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

藤井本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

それでは、本日、3名の方にご証人として、大変貴重な時間を取ってご協力いただきました。我々といたしましても、解決に向けて、今、一生懸命取り組んでおるところでございます。冒頭に申し上げましたように、先月には3回の協議会をいたしました。本日もこの後、昼食休憩は取りますが、協議会をして、次の段階に進んでいこう、早く解決をして、市民の皆様方にきちっとしたものをお示ししようと、今、一生懸命解決に向けて頑張っておるところでございます。そういったところで、大変遅くなっているところでございますが、市民の皆様方も、いましばらく解決の報告をお待ちいただけるようお願い申し上げます。

それでは、本日これで終了いたしますが、午後から委員の皆様方は協議会を行いますので、どうぞよろしく願いいたします。14時30分より協議会を開催させていただきます。次の段階の進め方等についてお話をさせていただきますので、委員の方、どうぞよろしく願いいたします。

これをもって委員会を終了いたします。

閉 会 午後1時18分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長

藤井本 浩